

2007 公益法人新会計基準決算セミナー

白井万佐夫 公認会計士事務所

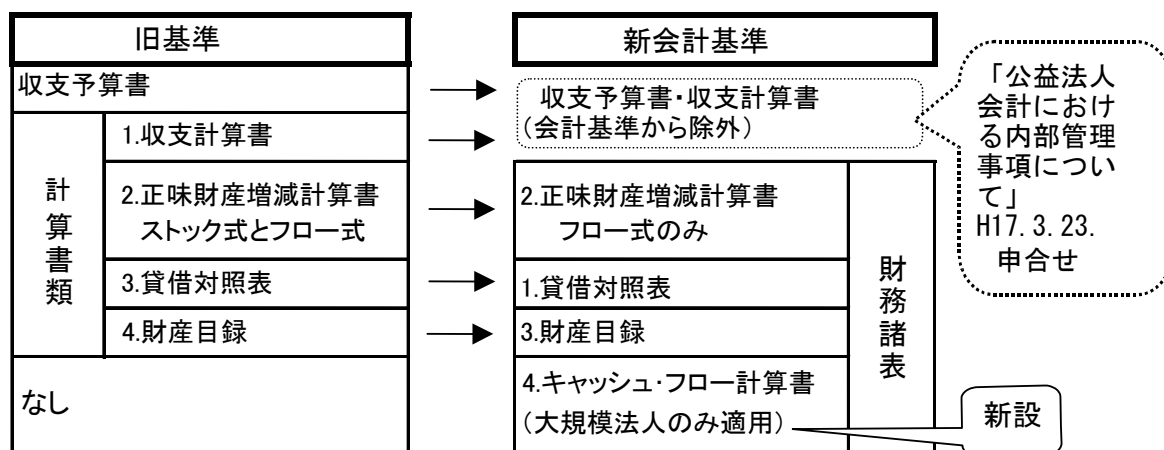
満 喜 株 式 会 社

2007/01

< 目 次 >

1. 新公益法人会計基準において作成すべき財務に係る書類.....	2
2. 財務諸表及び収支計算書の整合性.....	3
(1) 一取引二仕訳	3
(2) 貸借対照表と正味財産増減計算書の整合性（新会計基準の仕訳）	3
(3) 貸借対照表と収支計算書の整合性（収支計算書を作成するための仕訳）	4
(参考) キャッシュ・フロー計算書（直接法）を作成するための仕訳.....	6
3. 会計システム入力における確認.....	8
(1) 新会計基準の仕訳を入力する方法（損益入力方式）	8
(2) 収支計算書を作成するための仕訳を入力する方法（収支入力方式）	8
4. 正味財産の区分と資産の対応.....	9
(1) 指定正味財産と一般正味財産.....	9
(2) 特定資産.....	10
(3) 資産と正味財産との関係	10
(4) 指定正味財産から一般正味財産への振替	14
(5) 決算上のチェック	20
(6) 重要性の原則	21
5. 新会計基準において必要な決算処理.....	26
(1) 減価償却費の計算.....	28
(2) 有価証券の評価	35
(3) 貸倒引当金.....	53
(4) 退職給付会計	57
(5) 役員退職慰労引当金.....	64
(6) 賞与引当金.....	65
(7) リース会計について	68
(8) 税効果会計	75

1. 新公益法人会計基準において作成すべき財務に係る書類



平成16年10月14日に改正された公益法人会計基準（以下、**新会計基準**とする）における財務諸表は、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録とされています。収支予算書、会計帳簿、収支計算書が会計基準の範囲外となり、大規模公益法人については、新たにキャッシュ・フロー計算書の作成が要請（新会計基準適用の翌年度より作成義務）されています。

しかし、収支予算書や収支計算書を作成しなくてよいということではありません。現行の公益法人制度における指導監督体制もとでは、内部管理事項として引き続き作成すべきものとされています。「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ（以下、**内部管理事項**とする）において収支予算書、収支計算書の様式や標準的な科目例示が記載されされています。

したがって、大規模法人を前提とすると、財務諸表としての貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録と内部管理事項としての収支計算書を作成しなければなりません。

なお、特別会計を有する法人は貸借対照表総括表、正味財産増減計算書総括表及び収支計算書総括表を作成する必要があります。収支予算書総括表も同様です。

2. 財務諸表及び収支計算書の整合性

(1) 一取引二仕訳

新会計基準のもとでの基本的な仕訳を考える場合、それは企業会計と同様の仕訳となります。新会計基準の仕訳すなわち企業会計と同様の仕訳では、「一取引一仕訳」により貸借対照表と正味財産増減計算書を作成することになるため、当該仕訳により収支計算書は作成されません。貸借対照表及び正味財産増減計算書と同時に収支計算書も併せて作成するためには、収支計算書を作成するための仕訳を作成する必要があります。このため「一取引二仕訳」（従来のストック式一取引二仕訳の内容とは異なる）が必要となります。

(2) 貸借対照表と正味財産増減計算書の整合性（新会計基準の仕訳）

貸借対照表		正味財産増減計算書(フロー式)			
資 産	負 債			一般正味財産の部 費用	一般正味財産の部 収益
	一般正味財産	{	⇐ 一致 ⇐	(一般正味財産増加額)	
				一般正味財産期末残高	一般正味財産期首残高
	指定正味財産	{	⇐ 一致 ⇐	(指定正味財産増減額)	指定正味財産増減額
	指定正味財産期末残高			指定正味財産期首残高	

貸借対照表と正味財産増減計算書における一般正味財産と一般正味財産期末残高、指定正味財産と指定正味財産期末残高は一致する関係にあります。

なぜなら、正味財産増減計算書は会計年度の正味財産の増減を示す計算書であり、貸借対照表の正味財産が増減すれば、必ず正味財産増減計算書も同じように増減するためです。これは、貸借対照表と正味財産増減計算書を作成するための仕訳としての**新会計基準の仕訳は、正味財産が増減したか（一般正味財産もしくは指定正味財産が増減したか）という観点で仕訳を作成しているためです**。具体的には、貸借対照表上で資産又は負債が増減し正味財産が増減した場合、正味財産の増加減少原因を、正味財産増減計算書上で収益科目（正味財産の増加原因）又は費用科目（正味財産減少原因）を使用して仕訳を切ることになります。

なお、**正味財産が増減していなくても、貸借対照表科目が変わる場合は、貸借対照表を作成する観点から仕訳を作成します**。新会計基準の仕訳は、貸借対照表を作成することが目的だからです。

＜正味財産が増減する取引＞

例	賃借料 1,000 千円を預金口座から支払った。
---	--------------------------

借方		貸方	
賃借料	1,000,000	普通預金	1,000,000

(PL：経常費用)

(BS：流動資産)

(BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

＜正味財産が増減しない取引（貸借対照表科目が変わる取引）＞

例	建物（その他の固定資産）80,000 千円を購入し、預金口座から支払った。
---	---------------------------------------

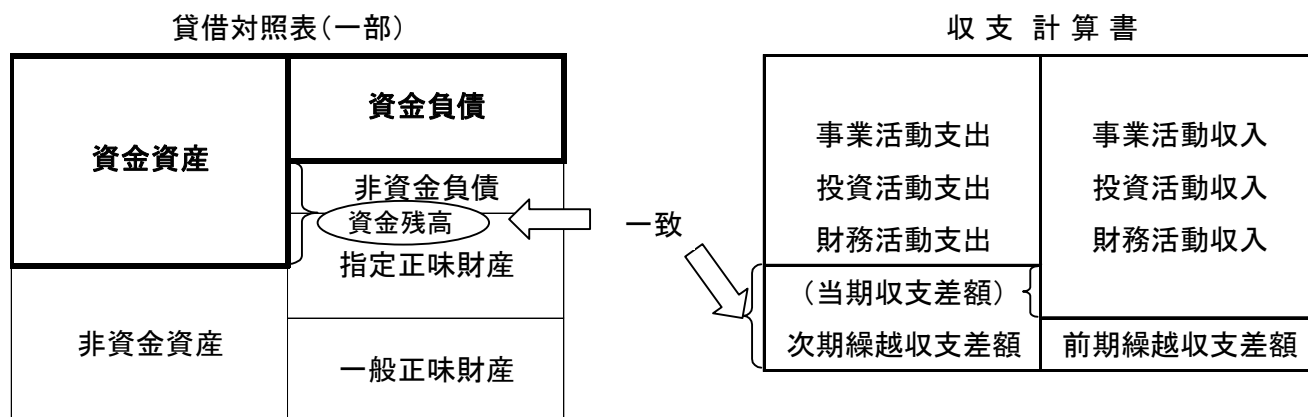
借方		貸方	
建物	80,000,000	普通預金	80,000,000

(BS：固定資産)

(BS：流動資産)

(BS)：貸借対照表の科目

（３） 貸借対照表と収支計算書の整合性（収支計算書を作成するための仕訳）



貸借対照表における資金資産と資金負債の差額である資金残高と収支計算書における次期繰越収支差額は一致する関係にあります。ここで「資金」とは、原則として現金預金及び短期金銭債権債務をいいます。

なぜなら、収支計算書は会計年度の資金残高の増減を示す計算書であり、貸借対照表の資金残高が増減すれば、必ず収支計算書も同じように増減するためです。これは、**収支計算書を作成するための仕訳は、資金残高が増減したかどうかで仕訳を作成している**

ためです。具体的には、具体的には、貸借対照表上で資金資産又は資金負債が増減し資金残高が増減した場合、資金残高の増加減少原因を、収支計算書上で**収入科目（資金残高の増加原因）又は支出科目（資金残高減少原因）**を使用して仕訳を切ることになります。

なお、資金残高が増減していない場合は、仕訳を作成する必要はありません。

<資金残高が増減する取引①>

例	賃借料 1,000 千円を預金口座から支払った。
---	--------------------------

借方		貸方	
賃借料支出	1,000,000	普通預金（＊）	1,000,000

（収支：事業活動支出）

（資金）

（収支）：収支計算書科目 （資金）：現金預金及び短期金銭債権債務

＊「資金」勘定、「支払資金」勘定も可。

<資金残高が増減する取引②>

例	建物（その他の固定資産）80,000 千円を購入し、預金口座から支払った。
---	---------------------------------------

借方		貸方	
建物取得支出	80,000,000	普通預金（＊）	80,000,000

（収支：投資活動支出）

（資金）

（収支）：収支計算書の科目 （資金）現金預金及び短期金銭債権債務

＊「資金」勘定、「支払資金」勘定も可。

＜収支計算書に対する注記＞

１．資金の範囲

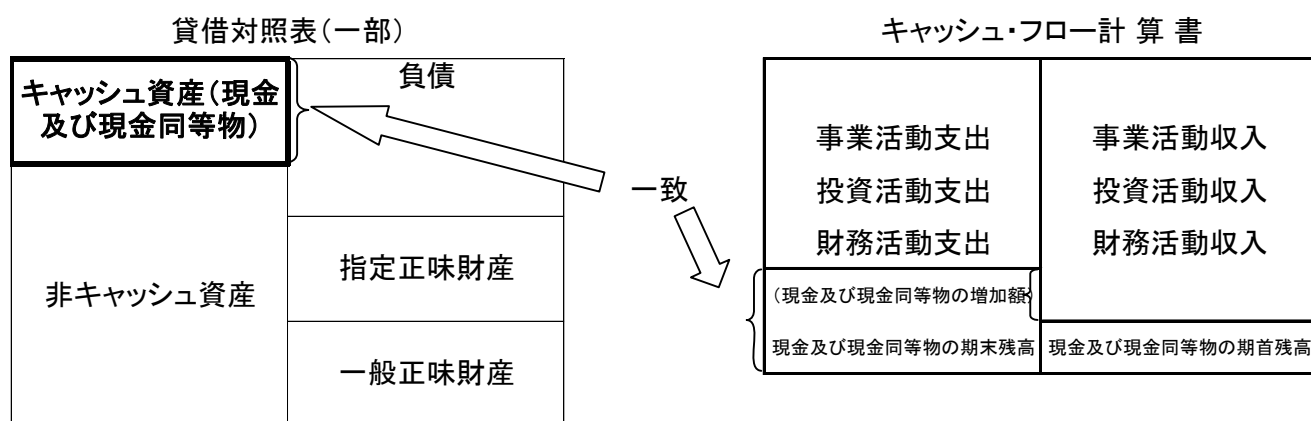
資金の範囲には、現金、未収会費、未払金、預り金及び前受会費を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記２．に記載するとおりである。

２．次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科目	前期末残高	当期末残高
現金	3,100	2,974
未収会費	0	200
合 計	3,100	3,174
未払金	0	200
預り金	100	120
前受会費	0	100
合 計	100	420
次期繰越収支差額	3,000	2,754

（参考）キャッシュ・フロー計算書（直接法）を作成するための仕訳



貸借対照表におけるキャッシュ残高とキャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の期末残高は一致する関係にあります。ここで、「キャッシュ」とは、現金及び現金同等物をいいます。

なぜなら、キャッシュ・フロー計算書は会計年度のキャッシュ残高の増減を示す計算書であり、貸借対照表のキャッシュ残高が増減すれば、必ずキャッシュ・フロー計算書も同じように増減するためです。これは、**キャッシュ・フロー計算書を作成するための仕訳は、**、**キャッシュ残高が増減したかどうかで仕訳を作成しているためです。**具体的には、具体的には、貸借対照表上でキャッシュ資産（又は負債）が増減しキャッシュ残高が増減した場合、キャッシュ

残高の増加減少原因を、キャッシュ・フロー計算書上で**収入科目（キャッシュ残高の増加原因）**又は**支出科目（キャッシュ残高減少原因）**を使用して仕訳を切ることになります。なお、キャッシュ残高が増減していない場合は、仕訳を作成する必要はありません。

＜キャッシュ残高が増減する取引①＞

例	賃借料 1,000 千円を預金口座から支払った。
---	--------------------------

借方		貸方	
賃借料支出	1,000,000	普通預金（※）	1,000,000

（CF：事業活動支出）

（キャッシュ）

（CF）：CF 計算書科目 （キャッシュ）：現金及び現金同等物 ※「キャッシュ」勘定も可。

＜キャッシュ残高が増減する取引②＞

例	建物（その他の固定資産）80,000 千円を購入し、預金口座から支払った。
---	---------------------------------------

借方		貸方	
建物取得支出	80,000,000	普通預金（※）	80,000,000

（CF：投資活動支出）

（キャッシュ）

（CF）：CF 計算書科目 （キャッシュ）：現金及び現金同等物 ※「キャッシュ」勘定も可。

＜キャッシュ残高が増減する取引③＞

例	未払金（消耗品の購入）70,000 円を預金口座から支払った。
---	---------------------------------

借方		貸方	
消耗品費支出	70,000	普通預金（※）	70,000

（CF：事業活動支出）

（キャッシュ）

（CF）：CF 計算書科目 （キャッシュ）：現金及び現金同等物

※ 「キャッシュ」勘定も

可。

3. 会計システム入力における確認

会計システムを使用する場合、前述の一取引二仕訳のうち、いずれかの仕訳を入力して残りの一つの仕訳は自動的に作成させることになります。このため、会計システムに入力する方法としては①新会計基準の仕訳を入力（損益入力方式） ②収支計算書を作成するための仕訳を入力（収支入力方式）の2通りが考えられます。

（1）新会計基準の仕訳を入力する方法（損益入力方式）

この方法の場合、新会計基準の仕訳を入力すれば、収支計算書を作成するための仕訳が必要な場合は自動的に作成されます。ただし、この方法の場合、**新会計基準の仕訳から収支計算書を作成するための仕訳は一義的に決まらないことに注意**しなければなりません。例えば（借）備品（貸）現金預金という新会計基準の仕訳は、通常の場合、備品の購入の取引に対する仕訳であり、②収支計算書を作成するための仕訳は（借）備品取得支出（貸）現金預金（資金）となります。しかし、（借）備品（貸）現金預金という新会計基準の仕訳は備品売却取引の修正仕訳となる場合もあります。このとき、（借）備品売却収入（貸）現金預金（資金）とならなくてはなりません。このため、**収支計算書を作成するための仕訳の確認が必要**となります。

（2）収支計算書を作成するための仕訳を入力する方法（収支入力方式）

この方法の場合、収支計算書を作成するための仕訳を入力すれば新会計基準の仕訳は自動的に作成されます。ただし、この方法の場合、収支計算書を作成するための仕訳が必要ない場合は、新会計基準の仕訳を入力する取引が存在し、**すべての取引が収支計算書を作成するための仕訳を入力するのではない**ことに注意が必要です。

減価償却費の計上など、収支計算書を作成するための仕訳がない場合は、新会計基準の仕訳を直接入力する必要があります。

4. 正味財産の区分と資産の対応

(1) 指定正味財産と一般正味財産

貸借対照表の正味財産の部は、**寄付者の意向によりその用途が指定もしくは制限されている資産に相当する部分（以下「指定正味財産」）とそれ以外の法人の意思で用途を決定できる正味財産（「一般正味財産」）**に区分されます。これにより、それぞれの正味財産がどのような状態でどれだけ維持されているかを把握できます。

また、それぞれの正味財産がどのような原因で増減しているのかを把握するため、正味財産増減計算書は、「**指定正味財産増減の部**」と「**一般正味財産増減の部**」に区分されます。

指定正味財産は、「公益法人会計基準の運用指針」10 においては、『指定正味財産として計上される額は、例えば、以下のような寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課せられている場合の当該資産の価額をいうものとする。』と説明されています。

① 「寄付によって受け入れた資産」の寄付の範囲

- 寄付者等が法人の事業のために、金銭、有価証券及び土地等資産の寄贈すること
- **補助金等も含まれる**。⇒寄付者等には補助金等を交付する国や地方公共団体あるいは民間法人等が含まれる
- 低廉譲渡 時価 1,000 の土地を 100 で譲り受ける場合、差額 900 は寄付となる。

② 当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課せられている場合

. (i) **用途の制約** ⇒使用に関する制約

例) 30 周年事業あるいは会館の改修に使用を限定する等、特定の支出に寄付の用途が制約されている場合

. (ii) **処分の制約** ⇒維持に関する制約

寄付者等に永久的な維持、あるいは一定時点までの維持の意思があり、その意思を承知して寄付の受入れを行ったような場合の制約をいう。

例) 永久の維持、10 年、5 年などの一定期間の維持や特定の事業の目的が達成されるまでなどの特定時点までの維持等

. (iii) **保有形態の制約** ⇒寄付者等が寄付する資産をどのように保有するか指定

例) 寄贈を受けた土地・建物をそのままの状態で使用することや株式を譲渡せずそのまま保有することを求められる場合等

(2) 特定資産

特定資産は、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産であり、特定資産には、預金や有価証券等の金融資産のみならず、土地や建物等が含まれます。基本財産以外の固定資産については、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に関し、一定の制約を課した場合、当該固定資産は特定資産に区分されます。例えば、補助金によって取得した建物は、交付要綱等によって保有上の制約が存在することから、特定資産に区分されることが通常です。

(3) 資産と正味財産との関係

貸借対照表		貸借対照表	
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産	(3,000)	退職給付引当金	700
土地	2,000	III 正味財産の部	
定期預金	1,000	1. 指定正味財産	3,200
(2) 特定資産	(1,700)	(うち基本財産への充当額)	(2,500)
退職給付引当資産	700	(うち特定資産への充当額)	(700)
〇〇積立資産	1,000	2. 一般正味財産	2,000
		(うち基本財産への充当額)	(500)
		(うち特定資産への充当額)	(300)

①正味財産が具体的にどのような資産に対応しているか（正味財産から資産をみる）

正味財産が具体的にどのような資産に対応しているかについては、貸借対照表上の内書である（うち基本財産への充当額）（うち特定資産への充当額）として表示されます。すなわち、指定正味財産もしくは一般正味財産において基本財産へいくら充当されているか、特定資産へいくら充当されているか、が示されることになります。

ここで注意しなければならないのが、「指定正味財産」の（うち基本財産への充当額）（うち特定資産への充当額）です。内書きといっても両者を合計すると指定正味財産の合計額に一致します。これは、「指定正味財産」は、必ず基本財産か特定資産に充当されていることを意味します。例えば、指定正味財産が流動資産に充当されることはありません。指定正味財産は、寄付金等の使途が寄付者等の意思によって制約されている

ものであり、その受託責任を明確にする上でも資産の側でも使途が判るように区分しなければならぬためです。したがって、

$$\boxed{\text{指定正味財産の額} = \text{対応する基本財産の額} + \text{対応する特定資産の額}}$$

という算式が成立することになります。

貸借対照表	
I 資産の部	負 債
1 流動資産	
2 固定資産	
(1) 基本財産 ←	指定正味財産
(2) 特定資産 ←	
(3) その他の固定資産	一般正味財産

【取引例 1】

1	A財団法人は〇〇地域の希少植物保護事業を実施することを指定された寄付金 1,000 受入れた。
---	---

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
現金預金	1,000	受取寄付金	1,000

(BS：資産)

(PL：指定正味財産増減の部 収益)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
現金預金	1,000	寄付金収入	1,000

(資金)

(収支：事業活動収入)

このとき、「指定正味財産 1,000 > 対応する基本財産の額 0 + 対応する特定資産の額 0」となり、等式は成立しません。寄付者より受け入れた寄付金は、特定資産として他の運用資産と区別して管理しておかなければなりません。したがって、次頁の【取引例 2】が必要になります。

【取引例 2】

2	A 財団法人は〇〇地域の希少植物保護事業を実施することを指定された寄付金 1,000 を受入れ【取引例 1】と同様、希少植物保護事業特定預金を設定した。
---	--

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目

借方		貸方	
希少植物保護事業特定預金	1,000	現金預金	1,000

(BS：資産)

(BS：資産)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
希少植物保護事業特定預金支出	1,000	現金預金	1,000

(収支：投資活動支出)

(資金)

これにより、「指定正味財産 1,000 = 対応する基本財産の額 0 + 対応する特定資産の額 1,000」となり、等式が成立することになります。

貸借対照表

I 資産の部	負債
1 流動資産	
2 固定資産	
(1) 基本財産	指定正味財産
(2) 特定資産	寄付金 1,000 ←
希少植物保護事業特定預金 1,000 ←	
(3) その他の固定資産	一般正味財産

正味財産増減計算書（フロー式）

一般正味財産の部 費用	一般正味財産の部 収益
一般正味財産期末残高	一般正味財産期首残高
指定正味財産期末残高（寄付金分） 1,000	指定正味財産増減額 受取寄付金 1,000
	指定正味財産期首残高 0

② 資産が正味財産又は負債に対応しているか（資産から正味財産・負債をみる）

「基本財産及び特定資産の財源の内訳」の注記として示されます。

基本財産と特定資産が指定正味財産、一般正味財産、負債にいくら充当されているかが示されます。

注記 基本財産及び特定資産の財源の内訳

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
土地	2,000	(2,000)		
定期預金	1,000	(500)	(500)	
小計	3,000	(2,500)	(500)	
特定資産				
退職給付引当資産	700			(700)
〇〇積立資産	1,000	(700)	(300)	
小計	1,700	(700)	(300)	(700)
合計	4,700	(3,200)	(800)	(700)

③ 貸借対照表内書きと注記「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の関係

貸借対照表は、正味財産の部を指定正味財産及び一般正味財産に区分し、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて、(うち基本財産への充当額)(うち特定資産への充当額)を内書きとして記載するものとされています(前述①参照)。一方、財務諸表の注記は「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」として、基本財産及び特定資産の期末残高と貸方科目との対応関係を記載することを要求しています(前述②参照)。

貸借対照表正味財産の部の指定正味財産又は一般正味財産の内書項目である(うち基本財産への充当額)(うち特定資産への充当額)は、「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」に係る注記の「うち指定正味財産からの充当額」及び「うち一般正味財産からの充当額」に一致する関係にあります。次項の図における ①～④はそれぞれ一致します。

貸借対照表		貸借対照表	
Ⅰ 資産の部		Ⅱ 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産	(3, 000)	退職給付引当金	700
土地	2, 000	Ⅲ 正味財産の部	
定期預金	1, 000	1. 指定正味財産	3, 200
(2) 特定資産	(1, 700)	(うち基本財産への充当額) ①	(2, 500)
退職給付引当資産	700	(うち特定資産への充当額) ②	(700)
〇〇積立資産	1, 000	2. 一般正味財産	2, 000
		(うち基本財産への充当額) ③	(500)
		(うち特定資産への充当額) ④	(300)

注記 基本財産及び特定資産の財源の内訳

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
土地	2, 000	(2, 000)		
定期預金	1, 000	(500)	(500)	
小計	3, 000	① (2, 500)	③ (500)	
特定資産				
退職給付引当資産	700			(700)
〇〇積立資産	1, 000	(700)	(300)	
小計	1, 700	② (700)	④ (300)	(700)
合計	4, 700	(3, 200)	(800)	(700)

(4) 指定正味財産から一般正味財産への振替

寄付者等が特定した用途が法人の行為や時の経過により達成したとき、用途特定は解かれたと考えます。このとき、指定正味財産から一般正味財産へ振り替えなければなりません。

なお、「指定正味財産＝対応する基本財産の額＋対応する特定資産の額」という算式が成り立たなければならないので、対応する基本財産や特定資産が減少した場合には、指定正味財産の金額を減少させなければならないことになります。ここで、貸借対照表の指定正味財産の金額は、直接減らせないことから、正味財産増減計算書上の科目を媒介させて間接的に減少させます。具体的には、借方側に指定正味財産増減の部「一般正味財産への振替額」を計上するとともに、貸方側に一般正味財産増減の部「受取寄付金」

や「固定資産受贈益」等を計上します（指定正味財産から一般正味財産への寄付や受贈と考える）。なお、貸方の科目は、その性格に従って、経常収益または経常外収益に区分されます。基本パターンの仕訳は以下のとおりです。

【新会計基準の仕訳】 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
一般正味財産への振替額	×××	受取寄付金または固定資産受贈益（＊）	×××

(PL：指定正味財産減少)

(PL：経常収益又は経常外収益)

(＊) 補助金により受け入れた資産の場合は「受取補助金」となります。受取負担金等も同じです。なお、一般正味財産への振替額の科目として「受取寄付金振替額」「受取補助金振替額」等もしくは「指定正味財産からの振替額」を設定することも可能です。

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
(仕訳なし)			

【取引例 3】

3	奨学金に充てるため寄付で受入れた資産（奨学金特定資産 500,000）を取り崩して奨学金を支給した。
---	--

前提の仕訳として

i) 奨学金支給という用途が限定されている寄付金受け入れ時

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
現金預金	500,000	受取寄付金	500,000

(BS：資産)

(PL：指定正味財産増減の部 収益)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
現金預金	500,000	寄付金収入	500,000

(資金)

(収支：事業活動収入)

⇒「指定正味財産 500,000 > 対応する基本財産の額 0 + 対応する特定資産の額 0」等式不成立。

ii) 特定資産設定時

【新会計基準の仕訳】 (BS) : 貸借対照表の科目

借方		貸方	
奨学金特定預金	500,000	現金預金	500,000

(BS : 資産)

(BS : 資産)

【収支計算書の仕訳】 (収支) : 収支計算書の科目

借方		貸方	
奨学金特定預金支出	500,000	現金預金	500,000

(収支 : 投資活動支出)

(資金)

という仕訳を作成していたこととします。

⇒「指定正味財産 500,000 = 対応する基本財産の額 0 + 対応する特定資産の額 500,000」等式成立。

iii) 特定資産取崩時

【新会計基準の仕訳】 (BS) : 貸借対照表の科目

借方		貸方	
現金預金	500,000	奨学金特定預金	500,000

(BS : 資産)

(BS : 資産)

【収支計算書の仕訳】 (収支) : 収支計算書の科目

借方		貸方	
現金預金	500,000	奨学金特定預金取崩収入	500,000

(資金)

(収支 : 投資活動収入)

⇒「指定正味財産 500,000 > 対応する基本財産の額 0 + 対応する特定資産の額 0」等式不成立。

iv) 奨学金支給時

【新会計基準の仕訳①】 (BS) : 貸借対照表の科目 (PL) : 正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
奨学金	500,000	普通預金	500,000

(PL : 経常費用)

(BS : 流動資産)

【収支計算書の仕訳①】 (収支) : 収支計算書の科目

借方		貸方	
奨学金支出	500,000	普通預金	500,000

(収支 : 事業活動支出)

(資金)

⇒「指定正味財産 500,000 > 対応する基本財産の額 0 + 対応する特定資産の額 0」等式不成立。

【新会計基準の仕訳②】 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
一般正味財産への振替額	500,000	受取寄付金	500,000

(PL：指定正味財産減少)

(PL：経常収益)

【収支計算書の仕訳②】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
(仕訳なし)			

⇒「指定正味財産 0 = 対応する基本財産の額 0 + 対応する特定資産の額 0」等式成立。

貸借対照表

I 資産の部	負債
1 流動資産	
2 固定資産	指定正味財産
(1) 基本財産	寄付金 500,000
(2) 特定資産	寄付金 △500,000
奨学金特定資産	
500,000	
△500,000	
(3) その他の固定資産	一般正味財産
	奨学金分 △500,000
	受取寄付金分 +500,000

正味財産増減計算書（フロー式）

一般正味財産の部 費用	一般正味財産の部 収益
奨学金 500,000	受取寄付金 500,000
一般正味財産期末残高	一般正味財産期首残高 0
0	
指定正味財産期末残高	指定正味財産増減額
0	受取寄付金 500,000
	一般正味財産への振替額
	△500,000
	指定正味財産期首残高
	0

【取引例 4】

4	補助金により取得した研究用備品 10,000,000 について減価償却 (1,125,000) を行った。
---	---

前提の仕訳として

i) 補助金受け入れ時

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
現金預金	10,000,000	受取補助金	10,000,000

(BS：資産)

(PL：指定正味財産増減の部 収益)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
現金預金	10,000,000	補助金収入	10,000,000

(資金)

(収支：事業活動収入)

⇒「指定正味財産 10,000 千円 > 対応する基本財産の額 0 + 対応する特定資産の額 0」等式不成立。

ii) 備品取得時

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目

借方		貸方	
器具及び備品	10,000,000	現金預金	10,000,000

(BS：特定資産)

(BS：流動資産)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
器具及び備品取得支出	10,000,000	現金預金	10,000,000

(収支：投資活動支出)

(資金)

という仕訳を作成していたことを前提とします。

⇒「指定正味財産 10,000 千円 = 対応する基本財産の額 0 + 対応する特定資産の額 10,000 千円」等式成立。

iii) 減価償却時

【新会計基準の仕訳①】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
減価償却費	1,125,000	建物減価償却累計額	1,125,000

(PL：経常費用)

(BS：固定資産)

【収支計算書の仕訳①】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
(仕訳なし)			

⇒「指定正味財産 10,000 千円 > 対応する基本財産の額 0 + 対応する特定資産の額 8,875 千円」等式不成立。

【新会計基準の仕訳②】 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
一般正味財産への振替額	1,125,000	受取補助金	1,125,000

(PL：指定正味財産減少)

(PL：経常収益)

【収支計算書の仕訳②】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
(仕訳なし)			

⇒「指定正味財産 8,875 千円＝対応する基本財産の額 0＋対応する特定資産の額 8,875 千円」
等式成立。

貸借対照表

I 資産の部	負債
1 流動資産	
2 固定資産	
(1) 基本財産	指定正味財産 8,875,000
(2) 特定資産	補助金 10,000,000
備品 8,875,000	補助金 △1,125,000
10,000,000	
△1,125,000	
(3) その他の固定資産	一般正味財産
	減価償却費 △1,125,000
	受取補助金 +1,125,000

正味財産増減計算書（フロー式）

一般正味財産の部 費用	一般正味財産の部 収益
減価償却費 1,125,000	受取補助金 1,125,000
一般正味財産期末残高 0	一般正味財産期首残高 0
指定正味財産期末残高 8,875,000	指定正味財産増減額
	受取寄付金 10,000,000
	一般正味財産への振替額 △1,125,000
	指定正味財産期首残高 0

iv) 注 記

指定正味財産から一般正味財産へ振替の内容について、注記をしなければなりません。振替額の内容に従って、経常収益への振替額または経常外収益への振替額として記載されます。

注記 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

内 容	金 額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	100,000
目的達成による指定解除額	500,000
経常外収益への振替額	
火災による損失額	10,000,000
合 計	10,600,000

（５）決算上のチェック

前述したように、貸借対照表における資産と正味財産の関係において

$$\boxed{\text{指定正味財産の額} = \text{対応する基本財産の額} + \text{対応する特定資産の額}}$$

という等式が成立し、「指定正味財産」は、必ず基本財産か特定資産に充当されていなければなりません。

具体的には、２つのケースが考えられます。

<ケース１>

- a) 寄付金や補助金等の受入による指定正味財産の増加が発生した場合（例：取引３－i）
⇒ b) 基本財産や特定資産に積立または計上しておく必要がある。（例：取引３－ii）

<ケース２>

- c) 寄付者等が特定した用途が法人の行為や時の経過により達成したことにより、基本財産や特定資産が取崩または減少した場合（例：取引３－iv①、取引４－iii①）
⇒ d) 指定正味財産を一般正味財産へ振替える必要がある。（例：取引３－iv②、取引４－iii②）

ここで、a) と b) は別の仕訳であり、c) と d) も別の仕訳となります。

したがって、**どちらか一方の仕訳の作成を失念すると上の等式は成立しないことになります。**このため、**どちらか一方の仕訳が失念されていないかをチェックすることが重要となります。**具体的な方法としては、指定正味財産増減取引のチェックが有効な手段となります。

（６）重要性の原則

（注２）重要性の原則の適用について

（３）寄付によって受け入れた金額に重要性が乏しい場合、寄付者等（会員等を含む。以下同じ。）からの制約が課される期間に重要性が乏しい場合、又は寄付者等からの制約に重要性が乏しい場合には、当該寄付によって増加した正味財産を指定正味財産の増加額としないで、一般正味財産の増加額として処理することができる。

（７）補助金等の会計処理と注記

「新会計基準」において、公益法人の事業活動において重要性の高いことに鑑み、**補助金等の会計処理が示されました**。正味財産が指定正味財産と一般正味財産に区分されたのに伴い、補助金等の会計処理についてもこの考え方が基本となっています。しかし、**補助金等であっても第三者へ交付する義務を負担する場合などは、負債として認識するという考え方が新たに導入されました**。

また、補助金等の不正受給の防止、受託責任の明確化という観点から、**財務諸表への注記**を記載するものとしています。

① 補助金等の範囲【公益法人会計基準の運用指針１１より】

補助金等とは、補助金、負担金、利子補給金及びその他相当の反対給付を受けない給付金等をいいます。なお、補助金等には役務の対価としての**委託費等については含まない**ものとされます。

② 補助金等の会計処理【公益法人会計基準注解１１より】

原則 法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、**原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載**し、補助金等の目的たる支出が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えます。

容認 **当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができます。**

例外 当該補助金等が国又は地方公共団体等の補助金等交付業務を実質的に代行する目的で当該法人に一時的に支払われたものである場合等、**当該補助金等を第三者へ交付する義務を負担する場合には、当該補助金等は預り補助金等**

として処理し、事業年度末における残高を**負債の部に記載**しなければなりません。

原則的な方法による処理

【取引例 5】

5	A 社団法人は B 省から当年度事業費等に充当する目的で 10,000,000 の補助金を受け、当該補助金は事業年度末までに全額支出された。
---	--

i) 補助金受け入れ時

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
現金預金	10,000,000	受取補助金	10,000,000

(BS：資産)

(PL：指定正味財産増減の部 収益)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
現金預金	10,000,000	補助金収入	10,000,000

(資金)

(収支：事業活動収入)

ii) 事業費支出時

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
事業費	10,000,000	現金預金	10,000,000

(PL：経常費用)

(BS：流動資産)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
事業費支出	10,000,000	現金預金	10,000,000

(収支：事業活動支出)

(資金)

iii) 指定正味財産増減の部から一般正味財産の部へ振り替えたときの仕訳

【新会計基準の仕訳】 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
一般正味財産への振替額	10,000,000	受取補助金	10,000,000

(PL：指定正味財産減少)

(PL：経常収益)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
(仕訳なし)	

容認の方法による処理 (実務上はこの方法が多いと想定される)

【取引例 5】

5	A 社団法人は B 省から当年度事業費等に充当する目的で 10,000,000 の補助金を受け、当該補助金は事業年度末までに全額支出された。
---	--

i) 補助金受け入れ時

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方	貸方
現金預金 10,000,000	受取補助金 10,000,000

(BS：資産)

(PL：経常収益)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
現金預金 10,000,000	補助金収入 10,000,000

(資金)

(収支：事業活動収入)

ii) 事業費支出時

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方	貸方
事業費 10,000,000	現金預金 10,000,000

(PL：経常費用)

(BS：流動資産)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
事業費支出 10,000,000	現金預金 10,000,000

(収支：事業活動支出)

(資金)

指定正味財産増減の部から一般正味財産の部へ振替は必要ありません。

例外の方法による処理

【取引例 6】

6	A 社団法人は他の法人に補助金交付業務を実質的に代行する目的で B 省より 10,000,000 の補助金を受けた。そして当該補助金は事業年度末までに 9,500,000 支出され、残額は 500,000 である。
---	---

i) 補助金受け入れ時

【新会計基準の仕訳】 (BS) : 貸借対照表の科目

借方		貸方	
現金預金	10,000,000	預り補助金	10,000,000
(BS : 資産)		(BS : 負債)	

【収支計算書の仕訳】 (収支) : 収支計算書の科目

借方		貸方	
現金預金	10,000,000	預り補助金収入	10,000,000
(資金)		(収支 : 事業活動収入)	

ii) 支出時

【新会計基準の仕訳】 (BS) : 貸借対照表の科目

借方		貸方	
預り補助金	9,500,000	現金預金	9,500,000
(BS : 負債)		(BS : 資産)	

【収支計算書の仕訳】 (収支) : 収支計算書の科目

借方		貸方	
預り補助金支出	9,500,000	現金預金	9,500,000
(収支 : 事業活動支出)		(資金)	

③ 補助金等の注記

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

注記 補助金等の内訳及び交付者、当期の増減額及び残高

(単位:千円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
事業補助金	東京都	0	10,000	10,000	0	指定正味財産 流動負債
研究補助金	××省	0	10,000	1,125	8,875	
交付補助金	××省	0	10,000	950	50	
合 計		450,000	60,000	40,000	470,000	

5. 新会計基準において必要な決算処理

「新基準」において必要な決算処理は主に以下の通りです。

(1) 減価償却費の計算

新会計基準において、固定資産として計上される建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品、ソフトウェア、施設利用権、特許権、商標権等は減価償却資産として減価償却を実施することが強制ため、決算時に「減価償却費」を計上する仕訳が必要になります。また、過年度分の減価償却費の不足額又は超過額がある法人は、新会計基準へ移行するにあたって修正する必要があります。詳しい処理方法は、*P28～34*をご参照下さい。

(2) 有価証券の評価替え

新会計基準において、決算時の有価証券の評価方法が変更されます。現行基準においては、取得価額（購入金額）で評価されていましたが、新会計基準では、有価証券を保有目的ごとに分類し、それぞれの評価価額で行うことになります。具体的には、有価証券を時価のある有価証券と時価のない有価証券に分け、前者はさらにa)満期保有目的の債券b)子会社株式及び関連会社株式c)その他の有価証券に分類されます。a)は原則として償却原価、c)は時価、b)と時価のない有価証券は取得原価により評価されます。したがって、決算時に評価替の仕訳が必要になります。

a)とc)の有価証券を保有する法人は、新会計基準へ移行するにあたって、評価替えを行う必要があります。詳しい処理方法や考え方は、*P35～52*をご参照下さい。

(3) 貸倒引当金の計上

未収金や貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額すなわち回収可能額をもって貸借対照表価額とする必要があります。したがって、決算時において貸倒見積高を算定し貸倒引当金を計上する必要があります。詳しい処理方法や考え方は、*P53～56*をご参照下さい。

(4) 退職給付引当金の計上（従来は「退職給与引当金」）

新会計基準では、将来生じる退職金の支払いに対して実質的に負担がある法人は、退職給付引当金が強制されることになります。退職給付引当金は、決算時点における実質的な退職金負担額を計上することになり、退職一時金制度を採用し、従業員が300人

を超えない法人の場合は退職一時金の期末要支給額(100%)となります。したがって、決算時には退職給付引当金を計上する処理が必要になります。

退職金の支払いに対して実質的に負担がある法人で、退職給付引当金を計上していない法人や引当不足又は超過がある法人は、修正する必要があります。詳しい処理方法や考え方は、**P57～63**をご参照下さい。

(5) 役員退職慰労引当金の計上

役員退職慰労金の支給が内規等に基づいて算定され、一定の要件を満たす場合、役員慰労引当金を計上する必要があります。詳しい処理方法や考え方は、**P64**をご参照下さい。

(6) 賞与引当金の計上

賞与は、一般的に給与規程等において、支給時期や支給対象期間が定められている場合が多く、職員の労働の対価として、発生する費用と考えられます。このため、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する場合、その支給見込額を引当金として計上する必要があります。詳しい処理方法や考え方は、**P65～67**をご参照下さい。

(7) リース資産における注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引において、賃貸借処理を採用している場合、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以上の取引についてはリース物件の取得原価相当額などの注記を行う必要があります。詳しい処理方法や考え方は、**P67～74**をご参照下さい。

(8) 税効果会計の適用

法人税法上の収益事業を行う法人(法人税の申告を行う法人)は原則として、税効果会計の処理を行う必要があります。詳しい処理方法や考え方は、**P75～80**をご参照下さい。

(9) 注記の作成

財務諸表に対する注記、収支計算書に対する注記を作成する必要があります。

(1) 減価償却費の計算

資産の貸借対照表価額

有形固定資産は、その取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。

① 減価償却とは

減価償却とは、費用配分の原則にもとづいて、有形固定資産の取得原価を耐用期間における各事業年度に費用として配分する手続きでのことです。

② 対象資産

減価償却できる資産を「減価償却資産」と呼びます。減価償却資産とは、

ア) 1年以上の長期にわたって使用する目的で所有する固定資産

イ) 事業の用に供されているものであること

ウ) 時の経過に伴い、価値が減少するものであること

であり、減価償却資産の範囲は、

A) 有形減価償却資産・・・・・・建物、機械装置、車両運搬具、什器備品など

(例外) 取得価額 10 万円未満のものは、損金算入が認められる

B) 無形減価償却資産・・・・・・特許権、営業権、ソフトウェアなど

C) 生物など・・・・・・牛、豚、りんごやなしなどの樹などとなります。

③ 減価償却資産に計上すべき取得価額

税法基準・・・・取得価額 10 万円以上及び使用可能期間が 1 年以上のもの

経理規程・・・・法人の定めた金額以上及び使用可能期間

(例: 取得価額 20 万円以上及び使用可能期間が 1 年以上のもの)

④ 耐用年数と残存価額

耐用年数・・・・その資産が、本来の用途用法による通常の使用可能と認められる年数。実務上は法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表)を用います。

(例) パソコン 4 年、金属製事務机 15 年、牛や豚 8 年 など

残存価額・・・・耐用年数到来時における売却価額又は転用価額のこと。実務上は税法に従い、有形減価償却資産(以下、有形固定資産と表す)の場合

合、取得価額の10%、特許権などの無形減価償却資産（以下、無形固定資産と表す）は残存価額0を用います。

なお、税法においては取得価額の5%まで償却計算を行うことが認められています（償却可能限度額）。

⑤ 減価償却の計算方法

定額法・・・有形固定資産の耐用期間中、每期均等額の減価償却費を計上

$$(\text{取得価額} - \text{残存価額}) \div \text{耐用年数} = \text{1年間の減価償却費}$$

(例1) 取得価額 100,000 円の什器備品の減価償却費（耐用年数 5 年、残存価額 10%）

$$\rightarrow (100,000 \text{ 円} - 10,000 \text{ 円}) \div 5 \text{ 年} = 18,000 \text{ 円}$$

定率法・・・有形固定資産の耐用期間中、每期期首未償却残高（取得減価一期首減価償却累計額）に、一定の償却率を乗じて減価償却費を計上

$$(\text{取得減価一期首減価償却累計額}) \times \text{定率法償却率} = \text{1年間の減価償却費}$$

(例2) 上記例1と同じ条件の場合（ただし、償却率 0.369、減価償却累計額 20,000 円の場合）

$$\rightarrow (100,000 \text{ 円} - 20,000 \text{ 円}) \times 0.369 = 29,520 \text{ 円}$$

その他、級数法、生産高比例法 などもあります。

⑥ 減価償却の記帳方法

減価償却の記帳方法には、**間接控除法** と **直接控除法** があります。

i) 間接控除法（以下**間接法**と表す）

減価償却額を有形固定資産の勘定から直接控除しないで、「**減価償却累計額**」という評価勘定で処理する方法です。なお、表示方法としては、科目別間接控除法と一括間接控除法があります。

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
什器備品減価償却費(PL)	18,000	什器備品減価償却累計額(BS)	18,000

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
(仕訳なし)	

ii) 直接控除法 (以下直接法と表す)

減価償却費の額を有形固定資産の勘定から直接控除する方法である。

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方	貸方
什器備品減価償却費(PL) 18,000	什器備品(BS) 18,000

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
(仕訳なし)	

⑦ 表示方法

一括間接控除方式、または直接控除方式（直接法）による表示の場合の注記は以下のようになります。

科目別間接控除方式 (間接法) 原則	建物 1,000 建物減価償却累計額 ▲100 什器備品 100 什器備品減価償却累計額 ▲18	必要なし
一括間接控除方式	建物 1,000 什器備品 100 減価償却累計額 ▲118	必要あり
直接控除方式 (直接法)	建物 900 什器備品 82	必要あり

⑧ 注 記

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（直接法の場合のみ）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	1,000	100	900
什器備品	100	18	82
合計	1,100	118	982

⑨ 過年度分の減価償却費の取扱いについて

今まで全く減価償却を実施していない法人、過年度の途中から減価償却を実施しているが償却不足がある法人、あるいは、補助金により取得した資産を圧縮記帳しているなどで、取得した年度に一括して償却していて償却超過となっている法人等は、原則として、新会計基準への移行年度に過年度の償却不足または償却超過を修正する必要があります。

運用指針3. では次のような記述があります。

3. 過年度分の減価償却費の取扱いについて

減価償却を行っていない資産を有する公益法人においては、原則として新会計基準適用初年度に過年度分の減価償却費を計上するものとする。この場合、過年度の減価償却費については、正味財産増減計算書の経常外費用に計上するものとする。

ただし、過年度分の減価償却費を一括して計上せず、新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認める。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とするものとし、その旨を重要な会計方針として注記するものとする。

なお、平成18年4月1日以後開始する最初の事業年度の期首において所有する固定資産のうち、取得時から減価償却を実施せず、その後経過年数を考慮しない耐用年数で減価償却を実施しているものがある場合には、当該資産の償却は従前の方法で継続して実施することができるものとする。

運用指針では、①今まで全く減価償却を実施していない場合と、②過年度の途中から減価償却を実施しているが償却不足がある場合は、原則として過年度の償却不足を移行年度に一括して償却することとしています。次のような例外規定も定めています。

①のケースでは、過年度の償却不足を修正せず、残りの耐用年数により減価償却を開始すること認めています。②のケースでも過年度の償却不足を修正せず、正規の減価償却をそのまま継続していくことを認めています。

i) 新会計基準適用初年度に過年度分の減価償却費を一括計上する方法

減価償却を行っていない資産を有する公益法人においては、原則として**新会計基準適用初年度に過年度分の減価償却費を計上しなければなりません**。この場合、過年度の減価償却費については、正味財産増減計算書の**経常外費用**に計上されます。

【設例 1】

1	什器備品（音響機器：耐用年数 5 年）200,000 円を平成 16 年 4 月 1 日に購入したが、減価償却を行っていなかった。新会計基準を平成 18 年 4 月より開始する事業年度より適用する。減価償却の計算は定額法を適用するものとする。
---	---

過年度減価償却費

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
過年度什器備品減価償却費	72, 000	什器備品減価償却累計額	72, 000

(PL：経常外費用)

(BS：固定資産)

(200,000 円－20,000 円) ÷ 耐用年数 5 年 × 経過年数 2 年＝ 72,000 円

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
(仕訳なし)			

当年度減価償却費

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
什器備品減価償却費	36, 000	什器備品減価償却累計額	36, 000

(PL：経常費用)

(BS：固定資産)

(200,000 円－20,000 円) ÷ 耐用年数 5 年＝ 36,000 円

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
(仕訳なし)			

ii) 新会計基準適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却する方法

過年度分の減価償却を一括して計上せず、**新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認められます。**なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とするものとし、その旨を重要な会計方針として注記するものとします。この場合、**減価償却費**は、正味財産増減計算書上において、**一般正味財産増減の部の経常費用**に計上されます。

当年度減価償却費

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
什器備品減価償却費	60,000	什器備品減価償却累計額	60,000

(PL：経常費用)

(BS：固定資産)

$(200,000 \text{ 円} - 20,000 \text{ 円}) \div (\text{耐用年数 } 5 \text{ 年} - \text{経過年数 } 2 \text{ 年}) = 60,000 \text{ 円}$

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
(仕訳なし)			

【注記例】

【固定資産の減価償却の方法】

固定資産の減価償却は、定額法によっている。

ただし、従来、減価償却を行っていなかった固定資産については、新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、適用初年度から実施することとした。この減価償却を実施するに際して、適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数によっている。

⑩ 減価償却引当資産

基本財産に建物などの有形固定資産の場合、減価償却によって資産価値が目減りという状態が起こります。これを防ぐ為、その固定資産に対する特定預金（減価償却引当資産）を設定し、減価償却費と同額を他の現金預金などから振り替え、基本財産の総額を維持する方法が採られていました。

しかし、『「公益法人会計基準の改正等について」等の実施に伴う財団法人の基本財産の指導監督について（通知）』（総官管第 55 号／平成 17 年 3 月 23 日総務大臣官房管理室長）において、**「減価償却や時価評価に伴う減少額等の会計上の認識にとどまっている基本財産の減少額については、処分に該当しないものとして取り扱うものとする」**とされ、減価償却費による基本財産の金額減少は基本財産の処分に原則的に該当しないものとされました。したがって、減価償却によって減少した基本財産の総額を、基本財産引当資産等により維持する方法は、指導監督上は強制されないことになりました。（「新会計基準」からではなく**現行の公益法人会計基準から適用**されます）

（２）有価証券の評価

新会計基準において、決算時の有価証券の評価方法が変更されます。従来は、取得価額（購入金額）で評価されていましたが、新会計基準では、有価証券を保有目的ごとに分類し、それぞれの評価価額で行うことになります。

① 有価証券の分類と評価方法

保有による分類		内容	期末評価（貸借対照表価額）	評価差額
市場価格のある有価証券 (注３)	満期保有目的の債券（注１）	満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券	取得原価（＊） （ただし、取得価額と債権金額の差額が金利相当分であるときは償却原価法）	— （正味財産増減計算書 受取利息）
	子会社株式及び関連会社株式（注２）	実質的に支配している会社（子会社）、重要な影響を与える会社（関連会社）の株式	取得原価（＊）	—
	その他の有価証券	満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券で、時価のあるもの	時価（注４）	正味財産増減計算書 評価損益
市場価格のない有価証券		時価のない有価証券	取得原価（＊）	—

（＊）減損処理の対象

注１）

●「所有する意図とは」

所有する意図とは、所有する意思と能力があるということです。

保有期間が漠然と長期であると想定し保有期間をあらかじめ決めていない場合、又は市場金利や為替相場の変動等の将来の不確定要因の発生いかんによっては売却が予測される場合には、満期まで所有する意思があるとは認められません。また、満期までの資金繰計画等からみて、又は法律等の障害により継続的な保有が困難と判断される場合には、満期まで所有する能力があるとは認められません（実務指針Ｑ＆Ａより）。

●「満期保有目的の債券を途中で振替、売却した場合」

一方、満期保有目的の債券に分類された債券につき、その一部を売買目的有価証券またはその他有価証券に振替えたり、償還期限前に売却を行った場合には、満期保有目的の債券に分類された残りすべての債券について、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券またはその他有価証券に振り替えなければなりません。さらに保有目的の変更を行った事業年度を含む二事業年度においては、取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできないこととなります。ただし、以下の状況が生じた場合などは、振り替える必要がなくなります（金融商品会計に関する実務指針第 83 項）。

- ① 債券の発行者の信用状態の著しい悪化
- ② 税法上の優遇措置の廃止

- ③ 重要な合併または事業譲渡に伴うポートフォリオの変更
- ④ 法令の改正または規制の廃止
- ⑤ 監督官庁の規制・指導
- ⑥ 自己資本比率等を算定する上で使用するリスクウェイトの変更
- ⑦ その他、予期できなかった売却または保有目的の変更をせざるを得ない、保有者に起因しない事象の発生

なお、売却価額が満期償還金額とほぼ同額となる場合は、満期到来に基づく償還とすることができます（金融商品会計に関する実務指針第 282 項）。

注 2) 「子会社株式及び関連会社株式」は、当該公益法人の子会社及び関連会社に該当する会社の株式である。このうち子会社は、指導監督基準「6. 株式の保有等」に記載されている公益法人が営利企業の全株式の 2 分の 1 を超える株式の保有を行っている場合の当該営利企業等をいう。また、関連会社は、公益法人が営利企業の全株式の 20% 以上 50% 以下を保有している場合の当該営利企業等をいう。

注 3) 市場価格とは

- (1) 取引所に上場されている有価証券

市場価格が形成される市場として、まず取引所が挙げられるが、この取引所には国内はもとより海外のものも含まれる。有価証券が複数の取引所に上場されている場合は、当該有価証券の取引が最も活発に行われている取引所のものとする。

- (2) 店頭において取引されている有価証券

店頭において取引されている有価証券の市場価格は、公正な価格を提供するため複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体（例えば、日本証券業協会）が公表する価格とする。

有価証券の種類により、取引所で取引が成立しているものであっても、上場されている銘柄が限られ、また、売買高も少量であるため、取引所における市場価格が有価証券の公正な評価額を示しておらず、店頭取引による価格の方が時価としてより妥当と判断される場合には、当該店頭取引による価格を用いる。

注 4) 時価とは

- (1) 株式

株式に付すべき時価は市場価格とし、市場において公表されている取引価格の終値を優先適用し、終値がなければ気配値を適用する。その場合の気配値は、公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値とし、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値とする。また、当日に終値も気配値も公表されていない場合は、同日直近において公表された終値又は気配値とする。なお、新株権利落ちのあった株式で期末に当該株式に係る新株の発行が行われていないものについては、終値に当該株式の新株の価格に相当する金額を加算した金額とする。

- (2) 債券

債券に付すべき時価は市場価格とし、市場価格がない場合には、市場価格に準ずるものとして

合理的に算定された価額が得られればその価額とする。債券の市場価格とする取引価格は、株式の取引価格に準じた終値又は気配値とする。

(3) 証券投資信託

証券投資信託に付すべき時価は市場価格とし、市場価格がない場合には市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。

② 償却原価法

債券を額面金額より低い価額または高い価額で取得した場合で、取得価額と額面金額の差額（取得差額）を満期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法です。これにより、表面利回りと実質利回りが異なる場合に、実質利回りで利息を計上することになります。

例えば期首に額面 100,000 千円（償還期間 5 年）国債を 99,000 千円で購入した場合
 $(100,000,000 - 99,000,000) \times 12 \text{ ヶ月} / 60 \text{ ヶ月} = 200,000 \text{ 円}$ （定額法の場合）
を貸借対照表価額に加算します。これにより、期末の償却原価は 99,200 千円となります。

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
投資有価証券	200,000	受取利息	200,000

(BS：資産)

(PL：収益)

投資有価証券が指定正味財産に区分⇒「受取利息」は「指定正味財産増減の部」（注 6）

投資有価証券が一般正味財産に区分⇒「受取利息」は「一般正味財産増減の部」

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
(仕訳なし)	

なお、取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができます。

③ 減損処理

資産の時価又は実質価額が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければなりません。その他の有価証券は元々時価評価であることから、減損処理の対象となるのは、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、時価のない有価証券となります。

ここで、資産の時価が著しく下落したときとは、時価が帳簿価額から概ね 50% を超えて下落している場合をいいます。

例えばその他固定資産／投資有価証券 100,000,000 円の時価は、48,000,000 円の場合、52,000,000 円の評価損が正味財産増減計算書に計上されます。

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
投資有価証券評価損	52,000,000	投資有価証券	52,000,000

(PL：経常外費用)

(BS：資産)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
(仕訳なし)	

<減損処理を行う判断基準>

50%未満の時価の下落の場合については何ら規定されていないが、それが著しい下落に該当するかどうかは、各法人の判断で合理的な規準（例えば“30%以上の下落が2期間継続”、“40%以上の下落”等）を設けて判定することができるものとする。また、時価の下落について「回復する見込みがある」と認められるときは、株式の場合、時価の下落が一時的なものであり、期末日後おおむね1年以内に時価が取得原価にほぼ近い水準にまで回復する見込みのあることを合理的な根拠をもって予測できる場合をいう。この場合の合理的な根拠は、個別銘柄ごとに、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合的に勘案して検討することが必要である。ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。

④ 有価証券の評価替の処理 まとめ

満期保有目的の債券 ⇒償却原価で評価（償却原価法）

【取引例1】～アンダーパーの場合

1	額面価額 100,000,000 円の国債（満期5年）を、99,000,000 円で購入した。
---	---

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
投資有価証券	200,000	受取利息	200,000

(BS：資産)

(PL：収益)

$(100,000,000 - 99,000,000) \times 12 \text{ ヶ月} / 60 \text{ ヶ月} = 200,000 \text{ 円}$ （定額法の場合）

投資有価証券が指定正味財産に区分⇒「受取利息」は「指定正味財産増減の部」（注6）

投資有価証券が一般正味財産に区分⇒「受取利息」は「一般正味財産増減の部」

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
(仕訳なし)	

(注 6) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券の会計処理について

指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券を時価又は償却原価で評価する場合には、従前の帳簿価額との差額は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に記載するものとする。

【取引例 2】～オーバーパーの場合

2	額面価額 50,000,000 円の県債（満期 5 年）を、50,500,000 円で購入した。
---	--

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方	貸方
受取利息	投資有価証券
100,000	100,000

(PL：収益)

(BS：資産)

$(50,000,000 - 50,500,000) \times 12 \text{ ヶ月} / 60 \text{ ヶ月} = \Delta 100,000 \text{ 円}$ (定額法の場合)

投資有価証券が指定正味財産に区分⇒「受取利息」は「指定正味財産増減の部」

投資有価証券が一般正味財産に区分⇒「受取利息」は「一般正味財産増減の部」

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
(仕訳なし)	

子会社株式及び関連会社株式⇒取得原価で評価

【新会計基準の仕訳／収支計算書の仕訳】

借方	貸方
(仕訳なし)	

その他の有価証券→時価で評価

【取引例 3】

3	奨学金支給を目的とする積立資産 100,000,000 円の有価証券の時価は、102,000,000 円である。
---	--

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
奨学金支給積立資産	2,000,000	奨学金支給積立資産評価益	2,000,000

(BS：資産)

(PL：収益)

奨学金支給積立資産が指定正味財産⇒「奨学金支給積立資産評価益」は「指定正味財産増減の部」

奨学金支給積立資産が一般正味財産⇒「奨学金支給積立資産評価益」は「一般正味財産増減の部」

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
(仕訳なし)			

【取引例 4】

4	奨学金支給を目的とする積立資産 100,000,000 円の有価証券の時価は、98,000,000 円である。
---	---

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
奨学金支給積立資産評価損	2,000,000	奨学金支給積立資産	2,000,000

(PL：費用)

(BS：資産)

奨学金支給積立資産が指定正味財産⇒「奨学金支給積立資産評価損」は「指定正味財産増減の部」

奨学金支給積立資産が一般正味財産⇒「奨学金支給積立資産評価損」は「一般正味財産増減の部」

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
(仕訳なし)			

減損処理 ⇒ 時価等で評価

【取引例 5】

5	満期保有目的の債券として保有しているその他固定資産／投資有価証券 100,000,000 円の時価は、48,000,000 円である。
---	--

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
投資有価証券評価損	52,000,000	投資有価証券	52,000,000

(PL：経常外費用)

(BS：資産)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
(仕訳なし)			

⑤ 勘定科目と表示

a 勘定科目

- 時価法を適用する場合の評価損益は「経常増減の部」（ただし、減損処理の対象となるような時価の著しい下落があった場合は、「経常外増減の部」に計上）
- 原価法を適用する場合の減損処理による評価損益は「経常外増減の部」
- 科目は、次のように貸借対照表の科目に応じて変わることになります。
 - ・基本財産の場合・・・基本財産評価損益
 - ・特定資産の場合・・・特定資産評価損益
 - ・投資有価証券の場合・・・投資有価証券評価損益
 - ・有価証券の場合・・・有価証券評価損益

なお、有価証券の評価損益は、「雑収益－有価証券運用益」、「管理費－有価証券運用損」に含めることも考えられますが、事業に実際使える財源を明瞭にするため、実現した運用損益と区分し評価損益であることを示す科目をもって表示することが望まれます。

b 表示

正味財産増減計算書に有価証券の評価損益を計上した場合には、一般正味財産増減の部の経常増減の部又は経常外増減の部、指定正味財産増減の部の各区分で「基本財産評価損益」、「特定資産評価損益」、「投資有価証券評価損益」、「有価証券評価損益」の科目ごとに表示し、それぞれの損益は相殺表示することになります。

⑥ 注記

財務諸表に対する注記の「１．重要な会計方針(1) 有価証券の評価基準及び評価方法」
「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」の記載例

【有価証券の評価基準及び評価方法】

- １．満期保有目的の債券・・・・・・・・償却原価法（定額法）によっている。
- ２．子会社株式及び関連会社株式・・・・・・・・移動平均法による原価法によっている。
- ３．その他の有価証券
 - (1) 時価のあるもの・・・・・・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっている。
 - (2) 時価のないもの・・・・・・・・移動平均法による原価法によっている。

【満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益】

科目	帳簿価額	時価	評価損益
国 債	99,200,000	100,500,000	1,300,000
県 債	50,400,000	49,000,000	△ 1,400,000
合 計	149,600,000	149,500,000	△ 100,000

⑦ 新会計基準適用初年度の有価証券の処理について

A. 一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券

A-i) 時価評価が適用される有価証券（その他の有価証券）

新会計基準適用初年度の期首において一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、時価評価が適用されるものについては、当該適用の前事業年度末の帳簿価額と前事業年度末の時価の差額は、適用初年度において正味財産増減計算書の**経常外収益又は経常外費用**となります。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができます。

【取引例6】

6	以下の情報の有価証券の、新基準適用初年度の処理方法について。
---	--------------------------------

(単位:千円)

科目	財源	銘柄	保有区分	市場 価格	取得価額	時価（実質価額）	
						前事業年度末 H18. 3. 31.	移行年度末 H19. 3. 31.
特定資産 退職給付引当資産	一般	公社債	その他	有	300,000	315,000	302,000

新基準移行時の仕訳

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
退職給付引当資産	15,000	過年度特定資産評価益	15,000

(BS：資産)

(PL：経常外収益)

$$315,000 - 300,000 = 15,000 \text{ (評価益の計上)}$$

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
(仕訳なし)	

移行年度末の仕訳

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
特定資産評価損	13,000	退職給付引当資産	13,000

(PL - 経常費用)

(BS：資産)

302,000－315,000＝△13,000（評価損の計上）

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
(仕訳なし)	

A－ii) 償却原価法が適用される有価証券（満期保有目的の債券）

新会計基準適用初年度の期首において一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、償却原価法が適用されるものについては、次のいずれかの方法によるものとします。

方法1 取得時まで遡って償却原価法を適用する方法

この方法をとる場合は、**過年度分については経常外収益又は経常外費用となります。**ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができます。

【取引例7】

7	以下の情報の有価証券（国債）の新基準適用初年度の処理方法 ＜移行時および移行年度末の情報＞ 債券金額：100,000千円 償還期間：5年 取得時から移行時までの経過年数：2年 利息／年：1,500千円 従来より取得価額で評価していたが、取得価額と債券金額との差額は、金利の調整と認められるため、償却原価法を適用する。
---	---

(単位：千円)

科目	財源	銘柄	保有区分	市場 価格	取得価額	時価（実質価額）	
						前事業年度末 H18.3.31.	移行年度末 H19.3.31.
基本財産 投資有価証券	一般	国債	満期保有	有	95,000	98,000	101,000

新基準移行時の仕訳

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
基本財産－投資有価証券	2,000	過年度基本財産受取利息	2,000

(BS：資産)

(PL：経常外収益)

過年度分： 2,000 千円＝(100,000－95,000) 千円÷5年×2年

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
(仕訳なし)			

移行年度末の仕訳

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
基本財産－投資有価証券	1,000	基本財産受取利息	1,000

(BS：資産)

(PL：経常収益)

当年度分： 1,000 千円＝(100,000－95,000) 千円÷5年

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
(仕訳なし)			

利息を受取る際の仕訳

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
現金預金	1,500	基本財産受取利息	1,500

(BS：資産)

(PL：経常収益)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
現金預金	1,500	基本財産受取利息収入	1,500

(資金)

(事業活動収入)

方法2 新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から満期日までの期間にわたって償却する方法

新基準移行時の仕訳

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方	貸方
(仕訳なし)	

移行年度末の仕訳

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方	貸方
基本財産－投資有価証券	基本財産受取利息
1,666	1,666

(BS：資産)

(PL：経常収益)

当年度分： 1,666 千円＝(100,000－95,000) 千円÷ 3 年

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
(仕訳なし)	

利息を受取る際の仕訳

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方	貸方
現金預金	基本財産受取利息
1,500	1,500

(BS：資産)

(PL：経常収益)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
現金預金	基本財産受取利息収入
1,500	1,500

(資金)

(事業活動収入)

B. 指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券

(基本財産又は特定資産で保有している場合に限定)

B-i) 時価評価が適用される有価証券(その他の有価証券)

新会計基準適用初年度の期首において指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、時価評価が適用されるものについては、当該適用の前事業年度末の帳簿価額と前事業年度末の時価の差額は、**原則として過年度分として当事業年度分と区分して表示されます。**ただし、重要性が乏しい場合には一括して表示することができます。

【取引例8】

8	以下の情報の有価証券の、新基準適用初年度の処理方法について。
---	--------------------------------

(単位:千円)

科目	財源	銘柄	保有区分	市場 価格	取得価額	時価(実質価額)	
						前事業年度末 H18.3.31.	移行年度末 H19.3.31.
基本財産 投資有価証券	指定	国債	その他	有	200,000	180,000	210,000

新基準移行時の仕訳

【新会計基準の仕訳】 (BS): 貸借対照表の科目 (PL): 正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
過年度基本財産評価損	20,000	基本財産－投資有価証券	20,000

(PL - 指定正味財産増減の部)

(BS: 資産)

過年度分: (180,000 - 200,000) 千円 = △20,000 千円 (評価損の計上)

【収支計算書の仕訳】 (収支): 収支計算書の科目

借方	貸方
(仕訳なし)	

移行年度末の仕訳

【新会計基準の仕訳】 (BS): 貸借対照表の科目 (PL): 正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
基本財産－投資有価証券	30,000	基本財産評価益	30,000

(BS: 資産)

(PL - 指定正味財産増減の部)

当年度分： (210,000－180,000) 千円＝30,000 千円（評価益の計上）

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
(仕訳なし)	

B－ii) 償却原価法が適用される有価証券（満期保有目的の債券）

新会計基準適用初年度の期首において指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、償却原価法が適用されるものについては、次のいずれかの方法によるものとします。

方法1 取得時まで遡って償却原価法を適用する方法

なお、この方法による場合は、原則として過年度分については当事業年度分と区分して表示することになります。ただし、重要性が乏しい場合には一括して表示することができます。

【取引例9】

9	以下の情報の有価証券（国債）の新基準適用初年度の処理方法 ＜移行時および移行年度末の情報＞ 債券金額：100,000 千円 償還期間：5 年 取得時から移行時までの経過年数：2 年 利息／年： 1,500 千円 従来より取得価額で評価していたが、取得価額と債券金額との差額は、金利の調整と認められるため、償却原価法を適用する。
---	--

(単位：千円)

科目	財源	銘柄	保有区分	市場 価格	取得価額	時価（実質価額）	
						前事業年度末 H18.3.31.	移行年度末 H19.3.31.
基本財産 投資有価証券	指定	国債	満期保有	有	95,000	99,000	97,000

①新基準移行時の仕訳

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
基本財産－投資有価証券	2,000	過年度基本財産受取利息	2,000

(BS：資産)

(PL - 指定正味財産増減の部)

過年度分： 2,000 千円＝ (100,000－95,000) 千円÷5年×2年

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
(仕訳なし)			

②移行年度末の仕訳

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
基本財産－投資有価証券	1,000	基本財産受取利息	1,000

(BS：資産)

(PL - 指定正味財産増減の部)

当年度分： 1,000 千円＝ (100,000－95,000) 千円÷5年

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
(仕訳なし)			

③利息を受取る際の仕訳

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
現金預金	1,500	基本財産受取利息	1,500

(BS：資産)

(PL - 指定正味財産増減の部)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
現金預金	1,500	基本財産受取利息収入	1,500

(資金)

(事業活動収入)

④一般正味財産への振替の仕訳

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
一般正味財産への振替額	1,500	基本財産受取利息	1,500

(PL - 指定正味財産増減の部)

(PL - 経常収益)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
(仕訳なし)			

指定正味財産として区分される基本財産（又は特定資産）について償却原価法を適用する場合、利払い日の利息である基本財産受取利息（1,500 千円）は、指定正味財産増減の部に計上されます。これは、償却原価法により計上される基本財産受取利息（1,000 千円）は指定正味財産増減の部に計上されるため（* 注解 9）、利払い日の利息計上分（1,500 千円）を一般正味財産増減の部に計上すると、利払い日の利息計上分（1,500 千円）と償却原価法による調整額（1,000 千円）が一般正味財産増減の部と指定正味財産増減の部に分かれて計上されてしまうことになります。本来は利払い日の利息と償却原価法による調整額を合算したもの（2,500 千円）が実質利息であり、両者は合算されて表示されるべきです。

しかし、基本財産受取利息のうち利払い日の利息計上分（1,500 千円）は、寄附金等によるものではなく、かつ、経常活動に運用されるため、一般正味財産増減の部で計上される必要があります。このため、指定正味財産から一般正味財産への振替が必要になります。

*（注解 9）指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券の会計処理について
指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券を時価又は償却原価で評価する場合には、従前の帳簿価額との差額は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に記載するものとする。

正味財産増減計算書

一般正味財産の部 費用 0	一般正味財産の部 収益 ④基本財産受取利息 1,500
一般正味財産期末残高 1,500	一般正味財産期首残高 0
指定正味財産期末残高 3,000	指定正味財産増減額 ①過年度基本財産受取利息2,000 基本財産受取利息 2,500 ③利払い日利息分 1,500 ②償却原価調整分 1,000 ④一般正味財産への振替額 (利払い日利息分) △1,500 指定正味財産期首残高 0

方法2 新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から満期日までの期間にわたって償却する方法

新基準移行時の仕訳

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方	貸方
(仕訳なし)	

移行年度末の仕訳

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方	貸方
基本財産－投資有価証券 1,666	基本財産受取利息 1,666

(BS：資産)

(PL - 指定正味財産増減の部)

当年度分： 1,666 千円 = (100,000 - 95,000) 千円 ÷ 3 年

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
(仕訳なし)	

利息を受取る際の仕訳

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
現金預金	1,500	基本財産受取利息	1,500

(BS：資産)

(PL - 指定正味財産増減の部)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
現金預金	1,500	基本財産受取利息収入	1,500

(資金)

(事業活動収入)

一般正味財産への振替の仕訳

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
一般正味財産への振替額	1,500	基本財産受取利息	1,500

(PL - 指定正味財産増減の部)

(PL - 経常収益)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
(仕訳なし)			

(3) 貸倒引当金

3. 資産の貸借対照表価額

(2) 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から、貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする。

① 計上理由

未収金、貸付金等の金銭債権は、取引相手、貸付先の諸事情により、必ずしも全額回収されるとは限りません。したがって、各事業年度末において、回収可能性を検討して貸倒予想額を算出し、これを費用計上するとともに、貸借対照表の金銭債権から控除しなければなりません。

② 会計処理（貸倒引当金を非資金科目とした場合）

繰入の仕訳

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
貸倒引当金繰入額	100,000	貸倒引当金	100,000

(PL：経常費用)

(BS：流動資産又は固定資産)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
(仕訳なし)			

貸倒の仕訳

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
貸倒引当金	60,000	未収金	60,000

(BS：流動資産又は固定資産)

(BS：流動資産)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
貸倒支出	60,000	未収金	60,000

(収支：事業活動支出)

(資金)

③ 表示方法

方法	具体的表示	注記
貸倒引当金を各対象資産ごとに控除項目として表示する方法	未収金 1, 0 0 0 貸倒引当金 △ 2 0 貸付金 2, 0 0 0 貸倒引当金 △ 6 0	必要なし
貸倒引当金を各対象資産ごとの控除項目として一括して表示する方法	未収金 1, 0 0 0 貸付金 2, 0 0 0 貸倒引当金 △ 8 0	必要なし
貸倒引当金の金額を対象資産から直接減額する方法	未収金 9 8 0 貸付金 1, 9 4 0	必要あり

貸倒引当金の金額を対象資産から直接減額する方法の場合の注記

注記 債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

科目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	1, 000	20	980
貸付金	2, 000	60	1, 940
合計	3, 000	80	2, 920

④ 貸倒見積高の算定方法

債権にかかる貸倒見積高の算定するにあたり、債権を債務者の状況に応じて3つに分類し、それぞれにおいて、算定方法が異なります。

債権の分類	内容	具体例	見積方法
一般債権	経営に重大な問題が生じていない債務者に対する債権		貸倒実績率法 法定繰入率法
貸倒懸念債権	経営破綻の状態に至ってはいるが債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	①債権の弁済が1年以上延滞 ②元金、利息免除等大幅な緩和措置 ③経営計画を改善しても債務の一部を条件どうり弁済できない可能性が高い	①財務内容評価法 ②キャッシュ・フロー見積り法
破産更正債権等	経営破綻又は実質的に経営破綻の状態に陥っている債務者に対する債権	①法的、実質的経営破綻（破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生等） ②再建の見通しがないほどの深刻な経営難	財務内容評価法

a) 一般債権

●貸倒実績率法

債権種類ごとの過去の**貸倒実績率**を算定し、各債権金額に乗じることによって算定します。

$$\boxed{\text{貸倒見積高} = \text{債権金額} \times \text{貸倒実績率}}$$

【設例】

<未収金期末残高と貸倒損失額>

	15年度	16年度	17年度	18年度	計
期末残高	100,000				100,000
貸倒損失額		3,000			3,000
期末残高		80,000			80,000
貸倒損失額			4,000		4,000
期末残高			125,000		125,000
貸倒損失額				5,000	5,000
期末残高				130,000	130,000
貸倒損失額					0

- <条件>
- ①未収金の平均回収期間は1年。
 - ②貸倒実績率は過去3期の平均値を用いる。
 - ③当期は18年度。

$$15 \text{ 年度 } \text{ 貸倒損失 } 3,000 / \text{ 期末残高 } 100,000 = 3 \%$$

$$16 \text{ 年度 } \text{ 貸倒損失 } 4,000 / \text{ 期末残高 } 80,000 = 5 \%$$

$$17 \text{ 年度 } \text{ 貸倒損失 } 5,000 / \text{ 期末残高 } 125,000 = 4 \%$$

$$\text{貸倒実績率} = (3\% + 5\% + 4\%) / 3 = 4\%$$

●法定繰入率法

公益法人においては、税法上法定繰入率の選択適用が認められています。

卸売及び小売	製造業	金融及び保険業	割賦販売小売業 及び割賦購入 あっせん業	その他
10/1,000	8/1,000	3/1,000	13/1,000	6/1,000

b) 貸倒懸念債権

貸倒見積高は、**財務内容評価法**か**キャッシュ・フロー見積法**により算定する。

●財務内容評価法

担保又は保証が付されている債権について、債権金額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を差し引き、その残額について債務者の財政状態・経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する。

$$\text{貸倒見積高} = \text{債権金額} - \text{担保処分見込額} - \text{保証による回収見込額} + \text{債務者の財政状態・経営成績による調整額}$$

↳ 実務上は 50% とする間便法が見つめられている。

●キャッシュ・フロー評価法

債権回収時にかかるキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権について、将来のキャッシュ・フローを見積り、一定の利子率で割り引いた現在価値を求め、その金額と債権金額との差額を貸倒見積高とする。

$$\text{貸倒見積高} = \text{債権金額} - \text{債権回収時にかかるキャッシュ・フローの割引現在価値}$$

c) 破産更生債権

貸倒見積高は、**財務内容評価法**により算定する。

●財務内容評価法

担保又は保証が付されている債権について、債権金額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を差し引いて貸倒見積高を算定する。

$$\text{貸倒見積高} = \text{債権金額} - \text{担保処分見込額} - \text{保証による回収見込額}$$

（４）退職給付会計

① 退職給付引当金とは

退職金支給規程等の定めに基づく退職一時金、適格退職年金及び確定給付企業年金の退職給付制度を採用している法人にあっては、従業員との関係で法的債務を負っていることになるため、引当金の計上が必要となります。すなわち、**法人が将来実質的に負担すべき債務**として**退職給付引当金**を計上する必要があります。

退職給付は基本的に労働協約等に基づいて従業員が提供した労働の対価として支払われる賃金の後払いであるという考え方に立っています。退職給付は、その発生が当期以前の事象に起因する将来の特定の費用的支出であり、将来の退職給付のうち当期の負担に属する額を当期の費用として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上することになります。

② 確定給付型と確定拠出型

確定給付型とは、退職一時金や厚生年金基金・適格退職年金等に代表され、「給付額」が確定している制度です。法人は退職時に退職金規定等で決められた金額を、加入者に支払います。

一方、確定拠出型とは、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出年金制度のように「拠出額」が確定され、以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度です。

ここで、**退職給付引当金の計上が必要となるのは、確定給付型のみとなります。確定拠出型の場合、法人は追加的な負担がないため、引当金を計上する必要はありません。**

ただし、退職一時金制度等の確定給付型と併用している場合には、それぞれ会計処理する必要があります。なお、退職一時金の一部を中小企業退職金共済制度等から支給する制度の場合には、期末自己都合要支給額から同制度より給付される額を除いた金額によることとなります。

③ 確定拠出型の企業年金制度の処理

【取引例１】～中小企業退職金共済制度の場合～

1	中小企業退職金共済制度に掛金 3,000 千円を普通預金より拠出した。
---	-------------------------------------

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
退職給付費用	3,000,000	普通預金	3,000,000

(PL：経常費用)

(BS：資産)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
退職給付支出	3,000,000	普通預金	3,000,000

(収支：事業活動支出)

(資金)

④ 退職給付引当金の算出

確定給付型の場合で、法人が将来実質的に負担すべき債務を負う場合、退職給付引当金を計上する必要があります。退職給付引当金は以下の通り算出されます。

＜退職一時金制度の場合＞

$$\text{退職給付引当金} = \text{退職給付債務}$$

＜外部拠出制度の場合（確定給付型企业年金）＞

$$\text{退職給付引当金} = \text{退職給付債務} - \text{年金資産}$$

退職一時金制度の場合

貸借対照表

資 産	その他の負債
	退職給付引当金
	正味財産

退職一時金制度

退職給付引当金	退職給付債務
---------	--------



外部拠出制度の場合

貸借対照表

資 産	その他の負債
	退職給付引当金
	正味財産

企業年金

年金資産	退職給付債務
退職給付引当金	



⑤ 退職給付債務の計算方法

退職給付債務の計算方法としては、**原則法**と**簡便法**の2通りがあります。しかし、退職給付会計の適用に当たり、**退職給付の対象となる職員数が300人未満の公益法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない公益法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる公益法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができる（簡便法を採用できる）ものとする。**

原則法を採用する法人（退職給付の対象となる職員数が300人以上の法人）は少数であると思われるため、以下では、退職給付債務の計算について簡便法を前提に説明します。なお、原則法の場合、一般企業において、実務上退職給付債務の計算は、アクチュアリー（信託銀行、生命保険会社等）に計算委託したり、専用ソフトを使用しているのが実情のようです。

⑥ 簡便法

制度	計算方法
退職一時金制度	期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法
年金制度	年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする方法
併用	期末自己都合要支給額＋責任準備金

⑦ 会計処理

【取引例1】～退職一時金の場合～

1	在職する職員の退職金期末要支給額を計算したところ、30,000千円であった。前期期末要支給額は、25,000千円である。なお、期中に退職者はいなかった。
---	--

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
退職給付費用	5,000,000	退職給付引当金	5,000,000

(PL：経常費用)

(BS：固定負債)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
(仕訳なし)	

【取引例 2】～退職一時金の場合～

2	翌年度A職員が退職し、退職金 2,000 千円を普通預金より支給した。
---	-------------------------------------

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目

借方	貸方
退職給付引当金	普通預金
2,000,000	2,000,000

(BS：固定負債)

(BS：資産)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
退職給付支出	普通預金
2,000,000	2,000,000

(収支：事業活動支出)

(資金)

【取引例 3】～外部拠出金制度の場合～

3	企業年金に掛金 3,000 千円を普通預金より拠出した。
---	------------------------------

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目

借方	貸方
退職給付引当金	普通預金
3,000,000	3,000,000

(BS：固定負債)

(BS：資産)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
退職給付支出	普通預金
3,000,000	3,000,000

(収支：事業活動支出)

(資金)

【取引例 4】～外部拠出金制度の場合～

4	翌年度 A 職員が退職し、退職金 2,000 千円を普通預金より支給した。
---	---------------------------------------

【新会計基準の仕訳／収支計算書の仕訳】

借方	貸方
(仕訳なし)	

⑧ 会計基準変更時差異の処理

a 会計基準変更時差異

会計基準変更時差異とは、会計基準変更時の期首退職給付債務から期首年金資産を控除した金額と、退職給与引当金の期首残高との差額をいいます。これは、新会計基準移行時点の退職給付引当金の引当不足額又は超過額を意味します。

b 処理・計上方法

原則 18 年 4 月 1 日以後開始する最初の事業年度から 15 年以内の一定の年数にわたり定額法による償却（平成 33 年度が最後）します。

容認 費用処理期間が短期間（原則 5 年以内）で、かつ、金額的重要性がある場合、正味財産増減計算書「経常外増減の部」に計上できます（実務指針）。

退職給付引当金は、法人によっては決算数値に多大な影響を及ぼす可能性があるため、15 年以内という一定の猶予期間を設けたものです。公益法人は、各法人の事情に応じて、**会計基準変更時差異の償却期間について 15 年以内の一定年数を選択できることになります。**すなわち、費用処理年数（償却期間）が 15 年以内であれば何年を採用してもよいわけですが、費用処理年数が 5 年以内で、かつ金額的重要性がある場合には、費用処理額を正味財産増減計算書の「経常外増減の部」に計上することができるとされています。

c 会計処理

原則的な方法 ⇒ 過年度分を区分しない方法

【取引例 5】～退職一時金の場合～

5	新会計基準移行前における貸借対照表上には、退職給与引当金が 12,000 千円計上されている。新会計基準移行時の退職金期末要支給額を計算したところ、30,000 千円であった。会計基準変更時差異の 18,000 千円を 15 年間で費用処理する方針を採用する。
---	--

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
退職給付費用	1,200,000	退職給付引当金	1,200,000

(PL：経常費用)

(BS：固定負債)

18,000 千円 ÷ 15 年 = 1,200 千円

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
(仕訳なし)			

容認される方法

【取引例 6】～退職一時金の場合～

6	新会計基準移行前における貸借対照表上には、退職給与引当金が 12,000 千円計上されている。新会計基準移行時の退職金期末要支給額を計算したところ、30,000 千円であった。会計基準変更時差異の 18,000 千円を 3 年間で費用処理する方針を採用する。なお、費用処理額には重要性がある。
---	--

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
過年度退職給付費用	6,000,000	退職給付引当金	6,000,000

(PL：経常外費用)

(BS：固定負債)

18,000 千円 ÷ 3 年 = 6,000 千円

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
(仕訳なし)			

⑨ . 退職給付等に係る財務諸表の注記

<設 例> 退職一時金制度（確定給付型）のみのケース

<前提条件>

- ①自己都合期末要支給額 前期末150 当期末200
- ②期首時点における退職給付引当金（退職給与引当金）残高 100
- ③退職一時金制度における退職金支給額10
- ④会計基準変更時差異の処理年数 5 年
- ⑤期首時点での会計基準変更時差異 50（＝150－100） このため、会計基準変更時差異の費用処理額は毎年度10（＝50÷ 5年）※1となる。
- ⑥退職給付費用 当期70（＝60※2＋10※1） ※2 60＝200－（150－10）

<注記例>

1 . 重要な会計方針

(4) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

退職給付引当金従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算し、会計基準変更時差異(50)は、5年で費用処理している。

. ○ . 退職給付関係

・ (1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度を設けている。

(2) 退職給付債務及びその内訳

① 退職給付債務	△200
② 会計基準変更時差異の未処理額	40
③ 退職給付引当金（①＋②）	△160

(3) 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	60
② 会計基準変更時差異の費用処理額	10
③ 退職給付費用（①＋②）	70

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算している。

(5) 会計基準変更時差異の処理年数 5 年

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員が退任に際し、法人から在任期間中の職務執行に対する対価として受取る一時金の慣行があり、その支給額が、内規等により適切に見積ることができる場合における期末時の役員退職慰労金見積額をいいます。

近年、企業会計実務においては役員退職慰労引当金を計上することが一般化し、定着しています。そのため、公益法人会計においても効率性の的確な把握を行うために、支給が内規等に基づいて算定され、発生の可能性が高く、金額を合理的に見積ることができる場合には、当期に属する見積額を当期の費用として引当計上する必要があります。

① 会計処理

【取引例 1】

1	決算時に役員に対する退職慰労金の当期の見積額 500,000 円を引当計上する。
---	--

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
役員退職慰労引当金繰入額	500,000	役員退職慰労引当金	500,000

(PL：経常費用)

(BS：固定負債)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
(仕訳なし)			

【取引例 2】

2	役員の退任に伴い役員退職慰労金 1,500,000 円 を支給する。なお、当該役員の役員退職慰労引当金は、1,200,000 円 である。
---	---

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目

借方		貸方	
役員退職慰労引当金 (BS：固定負債)	1,200,000	普通預金 (BS：資産)	1,500,000
役員退職慰労金 (PL：経常費用)	300,000		

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
役員退職慰労金支出	1,500,000	普通預金	1,500,000

(収支：事業活動支出)

(資金)

② 注記

<注記例>

1. 重要な会計方針

(4) 引当金の計上基準

- ・ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

(6) 賞与引当金

賞与引当金は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について設けられる引当金をいいます。

賞与は、一般的に給与規程等において、支給の時期や支給対象期間が定められている場合が多く、職員の労働提供の対価として、発生する費用と考えられます。

したがって、費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営の効率性の的確な把握を行うためには、賞与は、支給時の一時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上する必要があります。

① 算出方法と仕訳

<算出方法>

賞与引当金は、支給見込額を基に算定されます。これは、過去の賞与の支給実績、法人業績の状況、労使間の協定内容、交渉状況、翌期の給与のベースアップ等を勘案して、翌期の賞与の支給見込額を算出し、そのうち当期に帰属する額を計上する方法です。

【取引例 1】

1	① 決算日 3 月 31 日
	② 賞与支給月 6 月賞与：6月 12 月賞与：12月
	③ 支給対象期間 6 月賞与：12 月 1 日から 5 月 31 日
	12 月賞与：6 月 1 日から 11 月 30 日
	④ 翌期の 6 月賞与の支給見込額は 30,900,000 円 であったが、実際の支給額は 31,000,000 円 であった。
	⑤ 賞与引当金は非資金科目とする。

引当金計上時の仕訳（賞与引当金を非資金科目とした場合）

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
賞与引当金繰入額	20,600,000	賞与引当金	20,600,000

(PL：経常費用)

(BS：流動負債)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
(仕訳なし)	

支給対象期間が 12 月 1 日から 5 月 31 日の 6 月賞与は、翌期の 6 月に支給しますが、支給対象期間のうち 12 月 1 日から 3 月 31 日までは、当期に帰属するため、この期間に対応する金額を賞与引当金として計上します。

$$30,900,000 \times \frac{4\text{ヶ月}}{6\text{ヶ月}} = 20,600,000$$

支給時の仕訳（賞与引当金を非資金科目とした場合）

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目

借方		貸方	
賞与引当金 (BS：流動負債)	20,600,000	普通預金 (BS：資産)	31,000,000
賞 与 (PL：経常費用)	10,400,000		

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
賞 与 支 出	31,000,000
	普通預金
	31,000,000

(収支：事業活動支出)

(資金)

支給額 31,000 のうち、20,600 は引当金として計上済みであるため、残りの 10,400 を当期の経常費用として計上する。

② 注記

<注記例>

1 . 重要な会計方針

(4) 引当金の計上基準

- ・ 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

（７）リース会計について

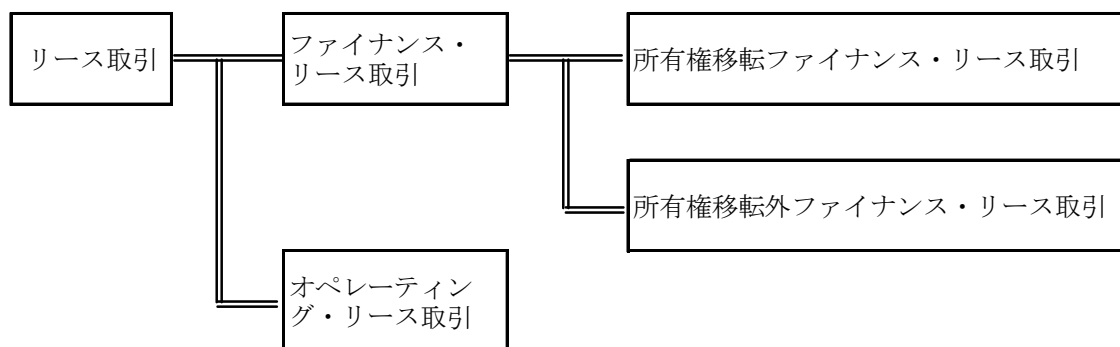
新会計基準移行に伴い、公益法人にも導入されることとなりました。内容に関しては、民間企業と同様に「リース取引に係る会計基準・同注解」（平成５年６月１７日企業会計審議会第一部会－以下「リース会計基準」という。）及び「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」（平成６年１月１８日会計制度委員会－以下「リース実務指針」という。）に準拠することとなります。

①. リース取引とは

リース取引とは、特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間（以下「リース期間」という。）にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（以下「リース料」という。）を貸手に支払う取引をいいます。

②. リース取引の種類

リース取引は、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の２種類に分けられます。なお、ファイナンス・リース取引については、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められる取引（**所有権移転ファイナンス・リース取引**）及びリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引（**所有権移転外ファイナンス・リース取引**）に分類されます。



i) ファイナンス・リース取引

ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引(*1)で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受する(*2)ことができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担する(*3)こととなるリース取引をいいます。

(*1) 法的形式上は解約可能であるとしても、解約に際し相当の違約金を支払わなければならない等の理由から事実上解約不可能と認められるリース取引

(*2) 当該リース物件を自己所有とするならば得られると期待されるほとんどすべての経済的利益を享受すること

(*3) 当該リース物件の取得価額相当額、維持管理等の費用、陳腐化によるリスク等のほとんどすべてのコストを負担すること

所有権移転ファイナンス・リース取引の例

- リース期間終了後又は期間中に所有権が移転するリース
- 割安購入選択権が与えられ、その行使が確実なリース
- 借手の用途等に合わせて特別な仕様により製作され、他の第三者の使用が困難と認められるリース

ii) オペレーティング・リース

オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいいます。

ファイナンス・リース取引の判断基準（いずれかを満たす場合）

A 現在価値による判定：

解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が借手の見積現金購入価額のおおむね 90%以上であること

B 経済的耐用年数による判定：

解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数のおおむね 75%以上であること

③. リース取引の会計処理について

分類		会計処理
ス フ ・ ア リ ー ナ ス ン	所有権移転	売買処理
	所有権移転外	原則 売買処理 例外 賃貸借処理＋注記
ン オ グ ペ ・ レ ー テ ス イ	解約不能	賃貸借処理＋注記
	解約可能	賃貸借処理

ファイナンス・リース取引については、原則として通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行います。が、**所有権移転外ファイナンス・リース取引については、一定の注記を行うことを条件に通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができます。**なお、売買処理とは、リース会社から借入れを行い、これを原資にリース物件をリース会社から購入したものとみなす会計処理方法です。その為、通常の固定資産売買の会計処理と同様であり、リース物件及びリース債務とも貸借対照表に記載されます。

税務上は、所有権移転ファイナンス・リース取引は売買処理、所有権移転外ファイナンス・リース取引は賃貸借処理が強制されるため、**上表の原則どおり所有権移転外ファイナンス・リース取引について売買処理を採用する場合には、税務上申告調整という手間が掛ることになります。**このため、実務上は、ほとんどの企業が上表の例外である賃貸借処理を採用しています。

オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うとともに一定の事項の注記を行うこととなります。

④「所有権移転ファイナンス・リース取引」の会計処理と重要性の原則

所有権が借手に移転すると認められるファイナンス・リース取引についても、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができます（注解２：重要性の原則の適用について）。

⑤ 「所有権移転外ファイナンス・リース取引」の会計処理と重要性の原則

リース契約1件当たりのリース料総額（維持管理費用相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。）が300万円未満の取引については資産計上又は注記を省略することができます。この場合、1つのリース契約に科目の異なる資産が含まれている場合は、異なる科目ごとに、その合計金額によることができるものとします。

ただし、リース契約1件当たりの金額が300万円未満であっても、同種のリース契約が多数あって、それが法人の事業内容に照らして重要なものと判断される場合には、それらについて資産計上又は注記を省略することはできません。

⑥ 「所有権移転外ファイナンス・リース取引」の会計処理

＜賃貸借処理を採用する場合のリース料支払時の仕訳＞

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
支払リース料	××××	普通預金	××××

(PL：経常費用)

(BS：流動資産)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方		貸方	
支払リース料支出	××××	普通預金	××××

(収支：事業活動支出)

(資金)

⑦. リース取引に係る財務諸表の注記に関して

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、一定の注記を行うことを条件に通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるとされており、また、オペレーティング・リース取引についても一定の事項の注記を行うこととされています。

○所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理している場合

i) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(ア) リース物件の取得価額相当額は、リース取引開始時に合意されたリース料総額から、これに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除した額に基づいて算定する。

(イ) リース物件の減価償却累計額相当額は、通常の減価償却の方法に準じて算定する。

(ウ) リース物件の期末残高相当額は、当該リース物件の取得価額相当額から減価償却累計額相当額を控除することによって算定する。

(エ) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額は、リース物件の種類別に記載する。リース物件の種類は、貸借対照表記載の固定資産の科目に準じて分類する。

ii) 未経過リース料期末残高相当額

(ア) 未経過リース料期末残高相当額は、期末現在における未経過リース料(貸借対照表日後のリース期間に係るリース料をいう。以下同じ。)から、これに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除することによって算定する。

(イ) 未経過リース料期末残高相当額は、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るリース料の額と1年を超えるリース期間に係るリース料の額とに分けて記載する。

iii) 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

iv) 減価償却費相当額の算定方法

vi) 利息相当額の算定方法

<設例>

前提条件

- ① 車両のリースについて所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当し、賃貸借取引を採用している。
- ② 取得価額相当額(借手の見積現金購入価額) 40,000(貸手のリース物件の購入価額はこれと等しいが、借手において当該価額は明らかではない。)
- ③ リース期間 5 年
- ④ リース料年額10,000 支払いは1年ごと(期末に支払う。)
- ⑤ リース料総額 50,000
- ⑥ 借手の減価償却方法定額法(耐用年数はリース期間とし残存価額はゼロ。)
- ⑦ リース開始日 ×1 年4月1日
- ⑧ 決算日 3月31日
- ⑨ リース債務の返済スケジュールは次のとおりである。

返済日	期首元本	返済合計	元本分	利息分	期末元本
×2年3月31日	40,000	10,000	6,828	3,172	33,172
×3年3月31日	33,172	10,000	7,369	2,631	25,803
×4年3月31日	25,803	10,000	7,954	2,046	17,849
×5年3月31日	17,849	10,000	8,584	1,416	9,265
×6年3月31日	9,265	10,000	9,265	735	0
合計	—	50,000	40,000	10,000	—

＜ 注記例＞ × 2 年 3 月 31 日現在の財務諸表に係る注記の記載例

1. 重要な会計方針

リース取引の処理方法・・・ファイナンス・リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

○ファイナンス・リース取引関係

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	車両運搬具
取得価額相当額	40,000
減価償却累計額相当額	8,000
期末残高相当額	32,000

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	1 年以内	1 年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	7,369	25,803	33,172

(3) 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	10,000
減価償却費相当額	8,000
支払利息相当額	3,172

(4) 減価償却費相当額の算定方法は、定額法によっている。

(5) 利息相当額の算定方法は、リース料総額とリース資産計上価額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。

⑧. 新会計基準適用前に開始されたリース取引の取扱い

新会計基準適用前に開始されたリース取引については、企業会計においてリース会計基準が導入されたときの取扱いに準じて次のとおりとなります。

分類		新基準適用後の会計処理	新基準適用前のリース取引	新基準適用前のリース取引会計処理
ファイナンス・リース	所有権移転	売買処理へ変更	売買処理へ変更	適用初年度期首における未経過リース料残高相当額を取得価額とする
	所有権移転外	売買処理へ変更	売買処理へ変更	適用初年度期首における未経過リース料残高相当額を取得価額とする
		売買処理へ変更	賃貸借処理のまま	賃貸借処理のまま ただし、一定事項を注記
		賃貸借処理のまま	賃貸借処理のまま	賃貸借処理のまま ただし、一定事項を注記

(8) 税効果会計

①. 適用対象

法人税法上の収益事業を実施している場合⇒税効果会計適用の要否を検討必要

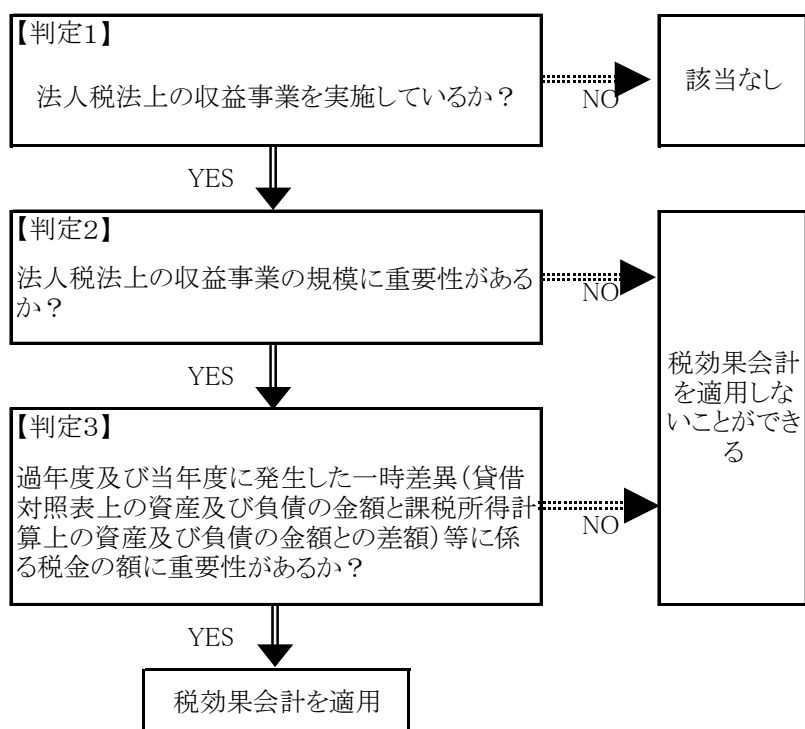
法人税法上の収益事業を実施していない場合⇒税効果会計を適用する余地はなし

公益法人は、法人税法上、原則非課税とされているものの、継続して事業場を設けて収益事業（法人税法第2条第13項、法人税法施行令第5条）を営む場合には課税関係が発生する。この法人税法上の収益事業は、専ら課税する立場から定められたものであり、定款又は寄附行為に定められている公益を目的とする本来の事業（公益事業）であっても、法人税法上の収益事業に該当すれば課税関係が発生することに留意する必要がある。

②. 税効果会計適用の要否（重要性の原則の適用）

新会計基準注解（注2）では、重要性の原則の適用例として「（5）法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。」とされています。

新会計基準では、正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部で法人運営の効率性を把握することが目的とされており、法人税法上の収益事業を実施する場合には、原則として税効果会計を適用することが前提です。しかし、法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合には、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができます。



ここで、重要性が乏しい場合とは、財務諸表の読者が判断を誤らない程度に重要性がないことを意味し、正味財産増減計算書の法人税等調整額が当期一般正味財産増減額に与える影響、貸借対照表の繰延税金資産が資産合計に与える影響などを考慮して、総合的に判断することになります。

③ . 税効果会計とは

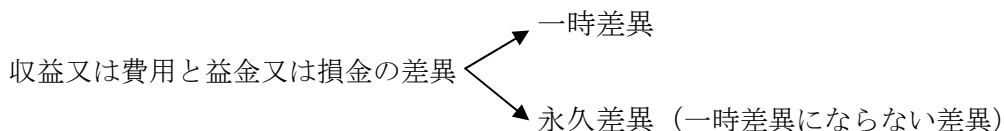
税効果会計とは、**会計上の収益又は費用と課税所得計算上の益金又は損金の認識時点のズレ等により、会計上の資産及び負債の額と課税所得計算上の資産及び負債の額とに差異がある場合**、当該差異に係わる法人税等の金額を適切に期間配分させることにより、税引前当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるため手続きです。

税効果会計を適用すると、**繰延税金資産及び繰延税金負債が貸借対照表に計上**されるとともに、当期の法人税等として納付すべき額及び税効果会計の適用による**法人税等の調整額が正味財産増減計算書に計上**されることになります。

会 計 上 の 利 益 = 収 益 - 費 用				
(当期正味財産増減額)		(*)		(*)
				(*)必ずしも一致しない
課 税 所 得 = 益 金 - 損 金				

④ . 一時差異とは

会計上の資産及び負債の額と課税所得計算上の資産及び負債の額との差異をいいます。ここで、一時差異は、会計上の収益又は費用と課税所得計算上の益金又は損金の差異がすべて該当するわけではありません。このため、会計上の収益又は費用と課税所得計算上の益金又は損金の差異は、以下のように**一時差異**と**一時差異にならない差異（永久差異という）**に分けられます。



A) 一時差異（会計と税務のズレが一時的なもので将来解消する見込みのあるもの）

貸倒引当金繰入限度超過額のような項目（留保項目）がある場合は、損金算入が認められなかった期においては、会計上の税引前正味財産増減額に比べ納付税金を押し上げますが、損金算入が認められた期には、逆に会計上の税引前正味財産増減額に対して納

付税金を押し下げます。このように、将来の納付税金を押し下げる（又は押し上げる）効果を持つ項目を一時差異（貸倒引当金繰入限度超過のように将来の納付税金を押し下げる効果を持つものを将来減算一時差異、圧縮記帳のように将来の納付税金を押し上げる効果を持つものを将来加算一時差異といいます）といい、当該項目に対して会計上、繰延税金資産（又は負債）及び法人税等調整額を認識することになります。

また、将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金等も一時差異に準ずるものとして扱われます。

B) 永久差異（会計と税務のズレは永久に解消しないもの）

これに対し、例えば交際費限度超過額や役員賞与否認等の社外流出項目は、会計上の税引前利益に対して納付税金を押し上げますが、将来において損金算入されることがないため、将来の納付税金を押し下げる効果を持っていません。このように、将来の納付税金に影響を与えない項目を永久差異といい、当該項目に対しては会計上、繰延税金資産（又は負債）及び法人税等調整額は認識しません。

このように、**税効果会計は、会計と税務の認識時点のズレが一時的なもので将来解消する見込みのあるものである一時差異が対象になり、永久差異は対象になりません。**

⑤ 税効果会計の効果

<設例>

【1年度】

実効税率 32%、費用のうち貸倒引当金繰入超過額（一時差異）が 100 あった。

<正味財産増減計算書>税効果適用なし

税引前当期一般正味財産増減額	200
法人税、住民税及び事業税	96
当期一般正味財産増減額	104

<正味財産増減計算書>税効果適用

税引前当期一般正味財産増減額	200	} 64
法人税及び住民税事業税	96	
法人税等調整額	△ 32	
当期一般正味財産増減額	136	

法人税、住民税及び事業税 = (税引前当期一般正味財産増減額 200 + 加算項目 100) × 32% = 96

法人税等調整額 = 加算項目 △100 × 32% = △32

<貸借対照表>税効果適用なし

流動資産
なし

<貸借対照表>税効果適用

流動資産
繰延税金資産 32

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
繰延税金資産	32	法人税等調整額	32

(BS：流動資産又は固定資産)

(PL：一般正味財産増減の部)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
(仕訳なし)	

<正味財産増減計算書の観点>

税引前当期一般正味財産増減額と法人税、住民税及び事業税の対応は、実効税率 32%となるべきですが、税効果会計を適用しない場合では、税引前当期一般正味財産増減額 200 と法人税及び住民税事業税 96 の関係はそうはなっていません (48%になってしまっている)。これは、加算項目 100 が存在しており、これに対しても税金がかかるためです。

税効果会計を適用すると、加算項目 100 にかかる税金 ($100 \times 32\% = 32$) を法人税等調整額として法人税、住民税及び事業税から控除するため、税引前当期一般正味財産増減額 200 と対応する金額は $96 - 32 = 64$ となります。これにより税引前当期一般正味財産増減額と法人税、住民税及び事業税の対応が、実効税率 32%となります。

<貸借対照表の観点>

会計上の税引前正味財産増減額に対応する法人税、住民税及び事業税は、貸倒引当金繰入超過額 (一時差異) $100 \times$ 実効税率 32% = 32 だけ多くなります。この分が繰延税金資産として計上されますが、これは将来解消する見込のある差異によるものであり、将来の税金を減額させるものです。したがって、繰延税金資産は前払い税金としての性格をもつ資産科目です。

【2年度】

実効税率 32%、前年度分貸倒引当金繰入超過額 100 の損金算入が認められた。

<正味財産増減計算書> 税効果適用なし

税引前当期一般正味財産増減額	300
法人税、住民税及び事業税	64
当期一般正味財産増減額	236

<正味財産増減計算書> 税効果適用

税引前当期一般正味財産増減額	300	} 96
法人税及び住民税事業税	64	
法人税等調整額	32	
当期一般正味財産増減額	204	

法人税、住民税及び事業税 = (税引前当期一般正味財産増減額 300 - 減算項目 100) $\times$ 32% = 32

法人税等調整額 = 減算項目 100 $\times$ 32% = 32

＜貸借対照表＞税効果適用なし

流動資産

なし

＜貸借対照表＞税効果適用

流動資産

なし

【新会計基準の仕訳】 (BS)：貸借対照表の科目 (PL)：正味財産増減計算書の科目

借方		貸方	
法人税等調整額	32	繰延税金資産	32

(PL：一般正味財産増減の部)

(BS：流動資産又は固定資産)

【収支計算書の仕訳】 (収支)：収支計算書の科目

借方	貸方
(仕訳なし)	

＜正味財産増減計算書の観点＞

税引前当期一般正味財産増減額と法人税、住民税及び事業税の対応は、実効税率 32%となるべきですが、税効果会計を適用しない場合では、税引前当期一般正味財産増減額 300 と法人税及び住民税事業税 64 の関係はそうはなっていません (21%になってしまっている)。これは、減算項目 100 が存在しており、これに税率をかけた分の税金が減るためです。

税効果会計を適用すると、減算項目 100 に税率をかけた分 ($100 \times 32\% = 32$) を法人税等調整額として法人税、住民税及び事業税に加算するため、税引前当期一般正味財産増減額 200 と対応する金額は $64 + 32 = 96$ となります。これにより税引前当期一般正味財産増減額と法人税、住民税及び事業税の対応が、実効税率 32%となります。

＜貸借対照表の観点＞

会計上の税引前正味財産増減額に比べ法人税、住民税及び事業税は、貸倒引当金繰入超過額 (一時差異) $100 \times \text{実効税率 } 32\% = 32$ だけ少なくなります。この分は、繰延税金資産から相殺されることとなります。これは会計と税務の差異が解消したことを意味します。

⑥ 注記例

1. 重要な会計方針

(○) 税効果会計の適用について

税引前の当期一般正味財産増減額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期正味財産増減額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

○. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

未払事業税否認	8
繰延税金資産（流動資産）	8
退職給付引当金損金算入限度超過額	29
繰延税金資産（固定資産）	29
繰延税金資産合計	37

(2) 法人税法上の非収益事業と収益事業の区分

項目	非収益事業	収益事業	合 計
税引前当期一般正味財産増減額 (A)	30	213	243
寄付金損金算入限度額 (B)	—	90	90
小 計 (C)=(A)+(B)	30	303	333
法人税、住民税及び事業税 (D)	—	126	126
法人税等調整額 (E)	—	△ 14	△ 14
当期一般正味財産増減額 (A)-(D)-(E)	30	101	131

(3) 法人税法上の収益事業に係る法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

項 目	率
法定実効税率	26%
(調整)	
寄付金等永久に損金に算入されない項目	11%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37%

(注) 法定実効税率は、みなし寄付金を考慮している。